

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則..... (情報基盤課)	1
○北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則..... (公園下水道課)	5
○札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則..... (総務部総務課)	6
○札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (総務部総務課)	7
○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改 正する規則..... (人事課)	7
○北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (管財課)	7
○北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 (北方領土対策本部)	14
○北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則..... (文化振興課)	15
○北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則..... (文化振興課)	15
○北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則の一部を改正する規則 (文化振興課)	16
○北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則..... (男女平等参画推進室)	17
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活部総務課)	18
○北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則... (疾病対策課)	18
○北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域保健課)	18
○北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則等の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	21
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則..... (経済部総務課)	21
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則 (産業振興課)	27
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	33
○北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正す る規則..... (地域産業課)	38
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (地域産業課)	42

○北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則..... (農政課)	45
○北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則... (農業改良課)	48
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則..... (酪農畜産課)	48
○北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則 (森林活用課)	49
○北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則... (森林活用課)	53
○北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則..... (森林活用課)	53
○北海道立水産孵化場依頼試験、分析等に関する規則の一部を改正する規則 (水産振興課)	54
○北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則 (水産振興課)	54
○北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (漁港漁村課)	55
○河川法施行細則の一部を改正する規則..... (河川課)	55
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	56
○北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則... (公園下水道課)	61
○北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する 規則..... (建築指導課)	71
○北海道立少年自然の家条例施行規則..... (教育庁生涯学習課)	74
○北海道立博物館条例施行規則..... (教育庁生涯学習課)	74
○北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則..... (教育庁文化課)	74
○北海道立体育センター条例施行規則..... (教育庁スポーツ保健教育課)	74

告 示

○知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る告示..... (情報基盤課)	75
---	----

道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	76
○北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程.....	76

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	76
---------------------------------------	----

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

(平)中、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなどクリーンな北海道をつくってあげよう。

北海道規則第33号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報通信技術利用条例の規定による知事等が定める事項等（第3条 - 第8条）

第3章 書面等によることとされる規則に基づく手続における情報通信の技術の利用（第9条 - 第12条）

第4章 その他の手続における情報通信の技術の利用（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事若しくは知事に置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められたもの又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第2条第1号ウに規定する者のうち知事の指定を受けたもの（以下「知事等」と総称する。）に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている知事の所管する条例、規則等に係る申請、届出その他の手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の条例、規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の条例、規則等に基づき知事等に対し行われる通知を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第2章 情報通信技術利用条例の規定による知事等が定める事項等

（申請等の指定）

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、知事が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって知事が告示で定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、電子申請等を行う者が、知事が告示で定めるところにより、第2号及び第3号に掲げる事項を入力することに代えて、条例及び規則の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

- (1) 知事等が指定する様式に記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第1号に掲げるものを除く。）

2 知事等は、電子申請等を行う者が前項第2号に規定する書面等又は同項第3号に規定する電磁的記録のうち知事が告示で定めるものに記載されている事項を入力し申請等をする場合は、知事が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。

3 電子申請等を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が告示で定める電子証明書

4 電子申請等を行う者が、当該電子申請等を行う者を特定するための識別番号及び暗証番号の入力を要する申請等として知事が指定するものを行う場合は、知事から付与された識別番号及び暗証番号を、その者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

5 識別番号及び暗証番号の付与を受けようとする者は、知事が指定する事項を知事が指定する方法により当該付与を受けようとする者の使用に係る電子計算機から入力し申し込まなければならない。ただし、知事からあらかじめ識別番号及び暗証番号の付与を受けている者については、この限りでない。

6 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、識別番号及び暗証番号の付与を行い、

その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

7 前2項の規定により識別番号及び暗証番号の付与を受けた者は、第5項の規定により入力した事項その他の知事が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、知事が指定する方法により届け出なければならない。

8 知事は、前項の届出を受け変更等を行ったときは、その旨を当該届出を行った者に通知するものとする。

9 知事は、特定の識別番号及び暗証番号に係る申請等が長期間行われぬ場合等、その管理上必要と認める場合には、職権により当該識別番号及び暗証番号の取消しを行うことができる。

10 知事等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例及び規則の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の入力を要しないものとしてすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第3項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第3項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第3項第3号に掲げる電子証明書であって、知事が告示で定めるものを送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(4) 電気通信回線を使用して知事等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項

(5) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則（平成14年法務省令第22号）第10条に規定する電磁的方法により知事が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき 当該財務諸表等に記載され又は記録された事項

11 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第1項の入力を行うときは、知事が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。（署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する措置は、前条第1項各号に掲げる事

項についての情報に電子署名を行い当該電子署名に係る同条第3項各号に掲げる電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信すること又は知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずることとする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前条第3項各号に掲げる電子証明書のいずれかを当該処分通知等と併せて送信することとする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前条第3項各号に掲げる電子証明書のいずれかを添付することとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 知事等が、情報通信技術利用条例第4条第1項により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除き、知事等は、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを知事が定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事等が道の機関及び北海道議会並びにこれらに所属する職員に対し行う処分通知等については、前2項の規定にかかわらず、知事等の指定する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合であって、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機が道の機関等の使用に係る電子計算機でない場合は、この限りでない。

4 知事等が、第1項又は第2項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに条例及び規則の規定により定められている様式に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第4条第1項の電子計算機（知事等の使用に係るものに限る。）から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名を行い、前条第2項に規定する電子証明書を当該処分通知等と併せて送信しなければならない。

5 知事等は、前項の規定による処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから知事が告示で定める期限までに記録しない場合その他知事が告示で定める必要と認める場合には、当該処分通知等に代えて、書面等によりこれを行うことができる。

6 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合において、当該処分通知等を受けた者が、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒

体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子証明を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯した場合には、当該書面等による処分通知等を携帯しているものとみなす。

7 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、知事が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第7条 知事等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等が所管する事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第8条 知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

第3章 書面等によることとされる規則に基づく手続における情報通信の技術の利用（規則に基づく手続）

第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている書面等によることとされる規則の規定に基づく申請、届出、処分、縦覧、作成その他の手続（以下「規則に基づく手続」という。）に係る電子情報処理組織又は電磁的記録の使用については、情報通信技術利用条例第3条から第6条まで及び前章の規定の例による。

（規則に基づく申請、届出等の指定）

第10条 前条の規定によりその例によることとされる情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請、届出その他の知事等に対して行われる通知（以下「規則に基づく申請、届出等」という。）は、別表第2の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定による規則に基づく申請、届出等とする。

（適用除外）

第11条 別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定による規則に基づく手続については、第9条の規定は、適用しない。

（公表）

第12条 知事等が第9条の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる規則に基づく手続その他行政手続等における情報通信の技術の利用に関する状況の公

表については、情報通信技術利用条例第9条の規定の例による。

第4章 その他の手続における情報通信の技術の利用

（その他の手続）

第13条 知事等に対し行うこととされ、又は知事等が行うこととしている法令（法令に基づく告示を含む。以下同じ。）、条例、規則、訓令及び知事の告示に基づく申請、届出、処分、縦覧、作成その他の手続（情報通信技術利用条例第3条から第6条まで及び前2章の規定の適用を受けるものを除く。）に係る電子情報処理組織又は電磁的記録の使用については、他の法令、条例、規則、訓令、知事の告示等に特別の定めがある場合を除くほか、前章（第10条及び第11条を除く。）の規定の例によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部改正）
- 2 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則（平成9年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の2第11項」を「第12条の2第12項」に改める。

第3条第1項中「第12条の2第9項」を「第12条の2第10項」に改める。

第4条第1項中「第12条の2第10項」を「第12条の2第11項」に改める。

第5条第1項中「第12条の2第5項又は第6項」を「第12条の2第6項又は第7項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術の利用）

第6条 任命権者が北海道議会議長である場合における前2条の規定による通知については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定の例による。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

- 3 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第77条第1項中「第110条第4項」を「第110条第6項」に改め、同条第3項中「第110条第7項」を「第110条第9項」に改める。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

- 4 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

（北海道財務規則の一部改正）

- 5 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。
第153条に次の1項を加える。

4 第1項の入札書の作成及び提出については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定は、適用しない。
第165条に次の1項を加える。

2 前項の見積書の徴取については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第9条の規定は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

条 例 名	手続等の根拠規定
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文
北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）	第11条本文

別表第2（第10条関係）

規 則 名	手続等の根拠規定
北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第39号）	第3条
北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）	第17条第1項及び第2項

別表第3（第11条関係）

規 則 名	手続等の根拠規定
災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）	第14条
北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）	第13条第2項及び第6項 （施設使用許可済証に係る部分に限る。）
北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）	第15条第1項

北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の期間及び時間）

第2条 パークゴルフ場の利用の期間は5月1日から10月31日までとし、利用の時間は午前6時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、利用の期間及び時間を変更することができる。

（利用の承認）

第3条 条例第6条第1項の規定によりパークゴルフ場の利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ利用券の交付を受け、当該パークゴルフ場を利用する際に、これを提示しなければならない。

（利用の承認の取消し等）

第4条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1）利用の目的に違反したとき。
- （2）公益を害するおそれがあると認められるとき。

2 知事は、パークゴルフ場の管理運営上支障があると認めるときは、利用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

（使用料）

第5条 条例第11条第2項の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第6条 利用の承認を受けようとする者は、第3条の利用券の交付を受ける際に、使用料を現金で納付しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、利用者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合又は第4条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合は、この限りでない。

（使用料の免除）

第8条 次に掲げる者に対しては、その者の利用に係る使用料を免除するものとする。

- （1）盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (5) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- (6) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- (8) 65歳以上の者
- (9) その他前各号に準ずる者
（使用料の減免の手續）

第9条 前条に該当する場合を除き、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、別記様式の使用料減免申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、同条各号に掲げる者に該当する者であることを証する書面を提示しなければならない。

（遵守事項）

第10条 利用者は、この規則及びゆめの森公園の管理に当たる職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パークゴルフ場の施設を汚染し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

- 1 パークゴルフ場を利用する場合（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合を除く。）
1人1日につき 300円
- 2 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

区 分	使 用 料
クラブ	1本1日につき 100円

別記様式（第9条関係）

北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場使用料減免申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。

利用目的		利用者数	人
利用期間	年 月 日（ 曜日）		
減額（免除）額 円	減額（免除）の積算基礎		
減額（免除）を受けようとする理由			

注 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

（日本工業規格A4）

札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

札幌医科大学条例施行規則の一部を改正する規則

札幌医科大学条例施行規則（昭和31年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号アを次のように改める。

ア 学科目

(ア) 教養教育科目

人文・社会科学 哲学 文学 心理学 歴史学 倫理学 法学 経済学 社会学
人類学

自然科学 数学 物理学 化学 生物学 統計学 情報科学 基礎生命科学

外国語 英語 ドイツ語 フランス語 ロシア語 中国語 医学英語

運動科学 運動科学 トレーニング

総合教育 医学史・医学概論 医事法制 新入生セミナー 21世紀問題群

(イ) 専門教育科目

臨床医学部門 神経内科学 産科周産期科学 形成外科学 医療薬学 機器診断学 病理診断学 リハビリテーション医学 救急集中治療医学

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部を改正する規則

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則（昭和32年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

札幌医科大学附属病院使用料条例施行規則

第1条第1項中「札幌医科大学医学部附属病院使用料条例」を「札幌医科大学附属病院使用料条例」に改める。

別記第1号様式（1葉）中「札幌医科大学医学部附属病院使用料条例」を「札幌医科大学附属病院使用料条例」に、「フォルマリン」を「ホルマリン」に、「札幌医科大学医学部附属病院病理部」を「札幌医科大学附属病院病理部」に改め、同様式（2葉）中「フォルマリン」を「ホルマリン」に、「札幌医科大学医学部附属病院病理部」を「札幌医科大学附属病院病理部」に改める。

別記第2号様式中「札幌医科大学医学部附属病院使用料条例」を「札幌医科大学附属病院使用料条例」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立道民活動センター条例施行規則（平成3年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第3項中「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第8条の見出しを「（利用期間）」に改め、同条中「使用期間」を「利用期間」に、「5日」を「7日」に改める。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改める。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用中止申出書」を「利用中止申出書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第13条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第14条から第17条までを次のように改める。

（利用料金の上限額）

第14条 条例別表1の事項に規定する規則で定める額は、別表1のとおりとする。

2 条例別表4の事項に規定する規則で定める額は、別表2のとおりとする。

（利用料金の額の承認）

第15条 条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第6号様式の利用料金承認申請書を知

事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第16条 条例第4条第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になったとき。
- (2) 利用（条例別表4に係るものを除く。以下この号において同じ。）の開始日の前30日（ホールにあっては、利用の日の前60日）までに第9条第1項の規定による利用の内容の変更の承認申請又は第11条の規定による利用の中止の申出があったとき。
- (3) 利用（条例別表4に係るものに限る。以下この号において同じ。）の開始日の前7日までに第11条の規定による利用の中止の申出があったとき。
- (4) 第13条第5号の規定に該当し、同条の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (5) その他知事が特別の理由があると認めたととき。

（利用料金の減免の基準）

第17条 条例第4条第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合（条例別表2又は3の事項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、利用料金（駐車場に係るものを除く。）を免除することができることとする。

ア 会議又は研修等で利用する場合であって、参加者が主として次に掲げる者及びその引率者であるとき。

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
- (ウ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者

イ 主として65歳以上の者で組織された団体が主催する会議又は研修等で利用する場合であって、参加者が主として65歳以上の者であるとき。

ウ 北海道立社会福祉総合センター、北海道立生涯学習推進センター、北海道立女性プラザ、北海道立アイヌ総合センター及び道民活動センターが設置目的に沿った事業を実施する場合であって、北海道が主催するとき。

エ その他知事が特別の理由があると認めたととき。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号ア(ア)に掲げる者が自ら運転し、駐車場を利用する場合

イ 前号ア(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者を同乗させ、駐車場を利用する場合
ウ その他知事が特別の理由があると認めたととき。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、利用料金の額の5割に相当する額を限度として利用料金を減額することができることとする。

ア 第1号ア、イ又はウに該当する場合であって、条例別表3の事項の規定の適用を受けるとき。

イ その他知事が特別の理由があると認めたととき。

第18条及び第19条を削る。
第20条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条を第18条とする。

第21条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条を第19条とする。

第22条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用した」を「利用した」に、「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第21条とする。

第24条中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に、「使用中」を「利用中」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第22条とする。

別表中「（第14条、第17条、第18条関係）」を「（第14条関係）」に改め、同表1の事項を次のように改める。

1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（条例別表2及び3の表の場合を除く。）

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額				
	午 前	午 後	夜 間	1 日	
ホ ー ル	平 日	45,500円	45,500円	60,700円	144,300円
	土 曜 日 日 休 日	54,600円	54,600円	72,900円	173,200円
リ ハ ー サ ル 室	2,750円	2,750円	3,550円	8,800円	
展 示 ホ ー ル				23,100円	
2 1 0 会 議 室	3,400円	3,400円	4,500円	11,000円	
3 2 0 会 議 室	1,450円	1,450円	1,900円	4,450円	
大 会 議 室	10,700円	10,700円	12,900円	31,200円	

5	1	0	会 議 室	3,550円	3,550円	4,650円	11,200円
5	3	0	会 議 室	1,600円	1,600円	2,350円	4,950円
5	4	0	会 議 室	2,650円	2,650円	3,400円	7,950円
5	5	0	会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円
7	1	0	会 議 室	5,750円	5,750円	7,850円	17,100円
810	会 議 室	810A	会 議 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円
		810B	会 議 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円
9	1	0	会 議 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円
9	2	0	会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円
1	0	1	0 会 議 室	2,850円	2,850円	3,850円	9,200円
1	0	2	0 会 議 室	2,650円	2,650円	3,400円	7,950円
1	0	3	0 会 議 室	3,950円	3,950円	5,350円	12,700円
1	0	4	0 会 議 室	3,950円	3,950円	5,350円	12,700円
1	0	5	0 会 議 室	3,550円	3,550円	4,650円	11,200円
特 別	会 議 室			8,100円	8,100円	10,800円	23,900円
5	2	0	研 修 室	6,150円	6,150円	8,200円	18,100円
720	研 修 室	720A	研 修 室	1,900円	1,900円	2,650円	5,900円
		720B	研 修 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円
7	3	0	研 修 室	4,400円	4,400円	5,750円	12,800円
8	2	0	研 修 室	8,750円	8,750円	11,500円	25,600円
9	3	0	研 修 室	2,350円	2,350円	2,850円	6,850円
9	4	0	研 修 室	3,300円	3,300円	4,400円	10,300円
レクリエーション	研 修 室			7,000円	7,000円	9,450円	20,800円
和室	研 修 室	和室A	研 修 室	1,150円	1,150円	1,450円	3,400円
		和室B	研 修 室	700円	700円	1,150円	2,600円

別表2の事項及び3の事項を削り、同表4の事項中「設備等を使用する」を「設備等を利用する」に改め、同表4の表中「使用料」を「利用料金の上限額」に、「ホールを使用する」を「ホールを利用する」に、「セットで使用する」を「セットで利用する」に、「又は650ワット」を「、575ワット又は650ワット」に、

「センタースポットライト（1キロワット）」を「センタースポットライト（2キロワット）」に、「2,850円」を「3,600円」に改め、同表ホールを利用する場合の部3の款映像収録卓の項を削り、同部5の款ビデオプロジェクターの項を削り、同表中「（視聴覚フロアを除く。）を使用する」を「を利用する」に改め、同表その他の施設（視聴覚フロアを除く。）を使用する場合の部中グランドピアノの項を削り、「（ヘッドホン付き）」を削り、

「移動式スクリーン」を「スクリーン」に、
視聴覚装置（固定式）
 1回1式につき

4,790円」を「
映像音声再生機
 」
 1回1台につき 800円」に、

「ワイヤレスアンプ」を「音響装置」に改め、同部ワイヤレスマイクロホンの項の次に次のように加える。

有線マイクロホン
 1回1本につき 330円

別表4の表その他の施設（視聴覚フロアを除く。）を使用する場合の部中トレーニング用機器の項を削り、コンパクトディスクプレーヤーの項の次に次のように加える。

ミニディスクデッキ
プロジェクター（スクリーン付き）
 1回1台につき 850円
 1回1台につき 1,200円

別表4の表その他の施設（視聴覚フロアを除く。）を使用する場合の部展示用白布の項中「
1日1回1枚につき 200円」を「
1催事1枚につき
 」

1,100円」に改め、同別表中4の事項を2の事項とし、5の事項を削り、

備考2の事項を削り、同表備考3の事項中「4の表」を「2の表」に、「の使用」を「の利用」に改め、「及び展示用白布」を削り、「各使用」を「各利用」に改め、同事項を同表備考2の事項とする。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

受付番号	
担当者名	

北海道立道民活動センター利用申込書

年 月 日

北海道知事 様

申 込 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号

次のとおり利用の承認を受けたいので、北海道立道民活動センター条例施行規則第7条第1項の規定により、申し込みます。

利用年月日	利用施設	利用時間	利 用 予 定 人 数	利用目的(催物の名称)	利用料金	摘要
設備等利用料金（別紙明細書）			円	利用料金合計	円	

特記事項：

利用の条件：

- 備考1 印欄は、記載しないでください。
2 設備等を利用する場合は、別紙によりその設備等名等を記載してください。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(別紙)

受付番号	
------	--

北海道立道民活動センター設備等利用明細書

年 月 日

申 込 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号

利用年月日	利用施設	設備等名	単位	単価	数 量	利用料金	摘 要
設備等利用料金合計						円	

備考：

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第2号様式（第7条関係）

承認番号	
担当者名	

北海道立道民活動センター利用承認書

年 月 日

申 込 者 住 所

(主催者) 氏 名 様

北海道知事 印

年 月 日申込みの北海道立道民活動センターの利用について、次のとおり承認
します。

利用年月日	利用施設	利用時間	利 用 予 定 人 数	利用目的(催物の名称)	利 用 料 金	摘要
設備等利用料金(別紙明細書)			円	利 用 料 金 合 計	円	

特記事項:

利用の条件:

備考 利用料金については、北海道立道民活動センターの管理の委託を受けたものに納付してく
ださい。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(別紙)

承認番号

北海道立道民活動センター設備等利用明細書

年 月 日

申 込 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号

利用年月日	利用施設	設備等名	単位	単 価	数 量	利 用 料 金	摘 要
設備等利用料金合計						円	

備考:

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第3号様式(第9条関係)

受付番号	
担当者名	

北海道立道民活動センター利用変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申 請 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号

年 月 日第 号で利用承認のあった北海道立道民活動センターの利用に
ついて、次のとおり変更したいので、北海道立道民活動センター条例施行規則第9条第1項の
規定により、申請します。

区 分	利用年月日	利用施設	利用時間	利 用 予 定 人 数	利用目的(催物の名称)	利用料金	差額	摘要
変更前								
変更後								

変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
設備等利用料金還付（追加納付）額（別紙明細書）				円	利用料金還付（追加納付）額合計				円

特記事項：

変更利用の条件：

- 備考1 印欄は、記載しないでください。
 2 変更前の利用承認書を添付してください。
 3 設備等の利用を変更する場合は、別紙により変更する設備等名等を記載してください。
 （用紙寸法 日本工業規格A4）

（別紙）

受付番号	
------	--

北海道立道民活動センター設備等変更利用明細書

年 月 日

申請者住所
（主催者）氏名
電話番号

区分	利用年月日	利用施設	設備等名	単価	数量	利用料金	摘要
変更前							
変更後							

変更前の設備等利用料金合計	円
変更後の設備等利用料金合計	円
設備等利用料金還付（追加納付）額	円

備考：

（用紙寸法 日本工業規格A4）

別記第4号様式（第9条関係）

承認番号	
担当者名	

北海道立道民活動センター利用変更承認書

年 月 日

申請者住所
（主催者）氏名 様

北海道知事



年 月 日第 号で申請のあった北海道立道民活動センターの利用の変更について、次のとおり承認します。

区分	利用年月日	利用施設	利用時間	利用 予定人数	利用目的（催物の名称）	利用料金	差 額	摘要	
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
設備等利用料金還付（追加納付）額（別紙明細書）				円	利用料金還付（追加納付）額合計				円

特記事項：

変更利用の条件：

備考 変更前の利用料金の額と変更後の利用料金の額に差額が生じた場合は、北海道立道民活動センターの管理の委託を受けたものとその料金を精算してください。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(別紙)

承認番号

北海道立道民活動センター設備等変更利用明細書

年 月 日

申請者住所
(主催者) 氏名
電話番号

区分	利用年月日	利用施設	設備等名	単価	数量	利用料金	摘要
変更前							
変更後							
変更後の設備等利用料金合計						円	
変更前の設備等利用料金合計						円	
設備等利用料金還付(追加納付)額						円	

備考：

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第5号様式(第11条関係)

受付番号

担当者名

北海道立道民活動センター利用中止申出書

年 月 日

北海道知事様

申出者住所
(主催者) 氏名
電話番号

年 月 日第 号で利用承認のあった北海道立道民活動センターの利用について、次の利用を中止したいので、北海道立道民活動センター条例施行規則第11条の規定により、申し出ます。

利用年月日	利用施設	利用時間	利用目的(催物の名称)

- 備考1 印欄は、記載しないでください。
 2 中止前の利用承認書を添付してください。
 3 設備等の利用を中止する場合は、別紙により中止する設備等名等を記載してください。
 (用紙寸法 日本工業規格A4)

(別紙)

受付番号

北海道立道民活動センター設備等利用中止申出書

年 月 日

申 出 者 住 所
(主催者) 氏 名
電話番号

利用年月日	利 用 施 設	設 備 等 名	数 量	摘 要

備考：

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第6号様式（第15条関係）

北海道立道民活動センター利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
管理受託者の名称
代表者の氏名 

北海道立道民活動センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立道民活動センター条例第4条第3項の規定により、申請します。

区 分	利 用 料 金 の 額 (円)	備 考

--	--	--	--

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第7号様式中「（第21条関係）」を「（第19条関係）」に、「（ ） 局番」を削り、「使用する」を「利用する」に、「第21条第1項」を「第19条第1項」に改め、「使用時間」を「利用時間」に、「使用場所」を「利用場所」に改める。

別記第8号様式中「（第21条関係）」を「（第19条関係）」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用場所」を「利用場所」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立道民活動センター条例施行規則第7条第1項の規定によりされている使用の承認の申込みについては、この規則による改正後の北海道立道民活動センター条例施行規則第7条第1項の規定によりされた利用の承認の申込みとみなす。
- この規則の施行の日前に納付されている使用料に係る還付については、なお従前の例による。

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立北方四島交流センター条例施行規則（平成11年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

午 前	午 後	夜 間	1 日
6,240円	10,400円	8,320円	19,960円
1,810円	3,020円	2,410円	5,790円
1,720円	2,870円	2,290円	5,500円
760円	1,260円	1,010円	2,420円
1,720円	2,870円	2,290円	5,500円
1,810円	3,020円	2,410円	5,790円

を

午 前	午 後	夜 間	1 日
8,110円	12,480円	10,810円	23,950円
2,530円	3,920円	3,130円	7,520円
2,400円	3,730円	2,970円	7,150円
1,060円	1,760円	1,410円	3,140円
2,400円	3,730円	2,970円	7,150円
2,530円	3,920円	3,130円	7,520円

に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立北方四島交流センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則

北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「規定する国民の祝日」の次に「（同条に規定するこどもの日及び文化の日を除く。）」を加える。

第7条第1項中「使用料」の次に「（携帯用展示解説器の使用に係るものを除く。）」を加え、同項中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号

中「生活保護を」を「保護を」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- 土曜日又は国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に使用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- 学校教育又は社会教育により使用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で使用する場合に限る。）

第17条第1項第1号中「博物館法」を「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法」に、「及び」を「並びに」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「平成」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則

北海道立開拓の村管理規則（昭和58年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第1条中「昭和58年北海道条例第5号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。
第5条の見出し中「入村」を「入場」に改め、同条中「村内」を「開拓の村」に、「入村」を「入場」に改める。

第6条の見出し中「入村者」を「入場者」に改め、同条第1項中「入村者」を「入場者」に、「使用」を「利用」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「きたし」を「来し」に改め、同条第2項中「入村者」を「入場者」に、「退村させる」を「退場させる」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額の承認）

第6条の2 条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

第7条を次のように改める。

（利用料金の減免の基準）

第7条 条例第4条第5項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 次に掲げる者については、条例第4条第1項に規定する利用料金（条例別表2に係る

ものを除く。以下「利用料金」という。)を免除することができることとする。

- ア 小学校の児童又は中学校の生徒の引率者である教職員
- イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定することもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）
- エ 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- サ 65歳以上の者
- シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第17条中「入村者」を「入場者」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条の2関係）

	年 月 日
北海道知事 様	
主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名	Ⓜ
利用料金承認申請書	
北海道開拓の村の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいの	

で、北海道立開拓の村条例第4条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第2号様式から別記第5号様式までの規定中「平成」を削る。
別記第6号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第7号様式中「平成」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則（平成3年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成2年北海道条例第24号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第6条中「使用」を「利用」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額の承認）

第6条の2 条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

第7条を次のように改める。

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第4条第5項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、条例第4条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を免除することができることとする。

- ア 小学校の児童又は中学校の生徒の引率者である教職員
- イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）
- エ 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- サ 65歳以上の者
- シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条の2関係）

年 月 日
北海道知事 様
主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名
㊟
利用料金承認申請書

北海道立オホーツク流水科学センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立オホーツク流水科学センター条例第4条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

(用紙寸法 日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立女性プラザ条例施行規則（平成3年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表1の表学習室の部Aの項中「1,680円」を「2,350円」に、「2,320円」を「3,000円」に、「5,270円」を「6,850円」に改め、同部Bの項中「2,210円」を「2,850円」に、「2,950円」を「3,850円」に、「7,180円」を「9,350円」に改め、同表創作室の項中「1,160円」を「1,600円」に、「1,680円」を「2,350円」に、「3,900円」を「5,050円」に改め、同表和室の部Aの項中「730円」を「1,000円」に、「940円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,750円」に改め、同部Bの項中「940円」を「1,300円」に、「1,260円」を「1,750円」に、「3,140円」を「4,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中 「

国公立・私立の区別	国公立（で囲む。）私立
-----------	-------------

」 を 「

国立又は公立・私立の区別	国立私立（
--------------	-------

」

又は公立」に、

日本育英会法による育英資金の貸与

」を「

独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与

」に改め、同で囲む。）

様式に備考として次のように加える。

備考 「独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与」には、日本育英会がした貸与契約による学資の貸与を含むものとする。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第45号

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。
（手数料の額）

第3条 条例第5条の規定による手数料の額は、別表に定める額とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分		金 額	
診 断 書	各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑な診断書	1通につき	4,200円
	死亡診断書等普通の診断書	1通につき	3,150円
	進学、就職、欠勤等に係る簡単な診断書	1通につき	1,570円
証 明 書	期間証明等に係る証明書	1通につき	1,570円

備考 同一の診断書又は証明書を2通以上同時に発行する場合における2通目以上の診断書又は証明書に係る手数料の額は、1通につき表に定める額の100分の50に相当する額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

試験種目等	項 目	手 数 料 の 額	
1 水道水質基準項目試験	(1) 全項目試験	1件につき	275,300円
	(2) 消毒副生成物を除く項目試験	1件につき	227,700円
	(3) 必須項目試験	1件につき	111,000円
2 理化学的試験	(1) 簡易なもの	1成分につき	3,250円
	(2) やや簡易なもの	1成分につき	12,200円

水、大気、土壌、化学物質及び廃棄物	(3) 複雑なもの	1成分につき	14,500円	放射能含有物質	(2) 複雑なもの	1件につき	14,700円
	(4) 特殊なもの	1件につき	28,500円		11 ホルムアルデヒド定量試験	1測定地点につき (1測定地点を超える場合は、 1測定地点増すごとに3,500円 を加算した額)	18,400円
	3 生物試験				12 揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）	1測定地点につき (1測定地点を超える場合は1 測定地点増すごとに6,450円、 試験項目が3項目を超える場合 は1項目増すごとに4,460円を 加算した額)	33,000円
	(1) 簡易なもの	1件につき	4,000円		1 放射能測定試験		
	(2) 複雑なもの	1件につき	10,000円		(1) 全ベーター	1件につき	17,700円
	4 特殊機器による定量試験				(2) 全ベーター（予備処理の必要なもの）	1件につき	23,500円
	(1) 原子吸光法による微量元素試験	1成分につき	16,900円		(3) 核種分析	1件につき	28,400円
	(2) ガスクロマトグラフィーによる微量物質試験	1件につき (4成分を超える場合は、1成分増すごとに7,250円を加算した額)	31,300円		(4) 核種分析（予備処理の必要なもの）	1件につき	40,600円
	(3) 高速液体クロマトグラフィーによる微量物質試験	1成分につき	27,000円		(5) 多核種分析	1件につき	52,400円
	(4) 質量分析計による微量物質試験	1件につき (10成分を超える場合は、1成分増すごとに6,300円を加算した額)	86,500円		(6) 多核種分析（予備処理の必要なもの）	1件につき	76,900円
5 微生物試験			1 微生物培養試験				
(1) 簡易なもの	1件につき	4,700円	(1) 簡易なもの	1項目につき	5,500円		
(2) やや簡易なもの	1件につき	7,800円	(2) 複雑なもの	1項目につき	9,600円		
(3) 複雑なもの	1件につき	18,600円	(3) 特殊なもの	1項目につき	19,600円		
6 ガス成分試験			2 成分試験				
(1) 簡易なもの	1成分につき	1,200円	(1) 簡易なもの	1項目につき	4,600円		
(2) 複雑なもの	1成分につき	12,100円	(2) やや簡易なもの	1項目につき	8,100円		
7 産業廃棄物に係る試験			(3) 複雑なもの	1項目につき	24,800円		
(1) 有害物質検定試験	1件につき	170,900円	(4) 特殊なもの	1項目につき	33,200円		
(2) 有害物質検定試験（全項目）	1件につき	243,900円	3 含有添加物試験				
(3) PCB定量試験	1件につき	61,800円	(1) 簡易なもの	1項目につき	9,550円		
8 鉱泉試験			(2) 複雑なもの	1項目につき	20,200円		
(1) 療養泉判定試験	1件につき	20,600円	(3) 特殊なもの	1項目につき	41,000円		
(2) 中分析	1件につき	115,600円	4 添加物外含有成分試験				
(3) 医効判定	1件につき	3,250円	(1) ごく簡易なもの	1項目につき	4,200円		
9 ラドン含有量測定試験	1件につき	10,100円	(2) 簡易なもの	1項目につき	15,700円		
10 予備処理試験							
(1) 簡易なもの	1件につき	8,900円					
				食品			

	(3) 複雑なもの	1項目につき	33,100円		(2) 複雑なもの	1件につき	17,800円
	(4) 特殊なもの	1項目につき	64,600円		(3) 特殊なもの	1件につき	35,800円
	5 牛乳の規格試験			家庭用品中の 有害物質	1 定性試験	1項目につき	14,700円
	(1) 乳脂肪(簡易なもの)	1項目につき	2,850円		2 定量試験		
	(2) 乳脂肪(複雑なもの)	1項目につき	31,900円		(1) 簡易なもの	1成分につき	9,500円
	(3) 比重	1項目につき	1,850円		(2) 複雑なもの	1成分につき	19,100円
	(4) 酸度	1項目につき	3,050円		(3) 特殊なもの	1成分につき	41,700円
	(5) 無脂乳固形分(簡易なもの)	1項目につき	6,050円				
	(6) 無脂乳固形分(複雑なもの)	1項目につき	36,000円				
飲食器具及び 包装容器	1 理化学的試験			生体材料	1 細菌学的試験		
	(1) 簡易なもの	1項目につき	4,800円		(1) 顕微鏡試験	1件につき	1,100円
	(2) 複雑なもの	1項目につき	11,000円		(2) 分離培養試験		
(3) 特殊なもの	1項目につき	14,800円	ア 簡易なもの		1件につき	2,650円	
			イ 特殊なもの		1件につき	3,900円	
			(3) 菌株同定試験				
			ア 簡易なもの		1件につき	5,250円	
			イ 特殊なもの		1件につき	9,750円	
			(4) 薬剤感受性試験				
			ア 簡易なもの		1件につき	3,100円	
			イ 特殊なもの		1件につき	4,250円	
			(5) 無菌試験		1件につき	11,400円	
			(6) 動物試験		1件につき	12,700円	
			(7) 特殊細菌検査		1件につき	17,100円	
				2 臨床理化学試験			
				(1) 簡易なもの	1件につき	3,450円	
				(2) 複雑なもの	1件につき	5,500円	
				(3) 特殊なもの	1件につき	35,100円	
				3 エキノコックス症血清反応試験			
				(1) 簡易なもの	1件につき	1,350円	
				(2) 複雑なもの	1件につき	10,600円	
				4 ウィルス学的試験			
				(1) ウィルス同定試験			
				ア 複雑なもの	1件につき	17,800円	
				イ 高度に複雑なもの	1件につき	25,100円	
				ウ 特殊なもの	1件につき	28,900円	
				(2) ウィルス血清学試験	1項目につき	1,700円	
				(3) ヒト免疫不全ウィルス試験			
				ア 簡易なもの	1件につき	2,800円	
薬品、化粧品 及び医療用具	1 日本薬局方等収載試験						
	(1) 確認試験	1件につき	4,000円				
	(2) 純度試験	1件につき	13,500円				
	(3) 物理的試験	1件につき	4,100円				
	(4) 定量試験						
	ア 簡易なもの	1成分につき	6,700円				
	イ 複雑なもの	1成分につき	17,900円				
	(5) 生物学的試験						
	ア 発熱性物質試験	1件につき	48,500円				
	イ その他の生物学的試験	1項目につき	15,400円				
	2 日本薬局方等収載以外試験						
	(1) 定性試験						
	ア 簡易なもの	1成分につき	3,850円				
イ 複雑なもの	1成分につき	10,200円					
ウ 特殊なもの	1成分につき	19,500円					
(2) 定量試験							
ア 簡易なもの	1成分につき	9,850円					
イ 複雑なもの	1成分につき	16,400円					
ウ 特殊なもの	1成分につき	28,800円					
(3) 無菌試験	1件につき	21,800円					
(4) 物理的試験	1項目につき	3,750円					
3 生薬の鑑別試験							
(1) 簡易なもの	1件につき	6,400円					

	イ 複雑なもの	1 件につき	4,150円
	ウ 高度に複雑なもの	1 件につき	11,500円
	エ 特殊なもの	1 件につき	17,000円
	5 医動物学的試験		
	(1) 精密寄生虫卵検査	1 件につき	6,900円
	(2) 医動物同定検査		
	ア 簡易なもの	1 件につき	4,100円
	イ 複雑なもの	1 件につき	18,100円
	ウ 特殊なもの	1 件につき	61,200円
	6 毒性病理学的試験		
	(1) 貝毒試験（麻痺性）	1 件につき	21,800円
	(2) 貝毒試験（下痢性）	1 件につき	26,300円
成績書の謄本		1 通につき	490円

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則等の一部を改正する規則

（北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則（昭和45年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（第6条においてこれらを「支援費支給対象者」という。）」を削る。

第3条第1号中「知的障害児施設 100人」を「知的障害児施設 60人」に改める。

第6条及び第7条を削る。

（北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（昭和54年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（第9条第1項において「支援費支給対象者」という。）」を削る。

第9条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第10条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第11条第1項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

（北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第5項」を「第3条第4項」に改める。

第4条第1項中「第4条第6項」を「第3条第5項」に改め、「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同項の表中「医科診療報酬点数表中初診料に相当する額」を「1回につき2,670円」に、「除いた」を「加えた」に、「300円」を「315円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同条第3項中「第4条第5項」を「第3条第4項」に改める。

第5条第1項中「、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター又は北海道立白糠学園」を「又は北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「第15号」を「第16号」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「第14号」を「第15号」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「第14号」を「第15号」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（計量管理に関する試験の受験申込み）

第3条 検定所の条例別表第14号の計量管理に関する試験を受験する者は、別表第2号様式に次の書類を添えて所長に申し込まなければならない。

(1) 知事の登録を受けた計量証明の事業を行う事業所において、証明の事業に係る業務に従事する者にあつては、当該事業所の長が発行する職歴を証明する書類

(2) 北海道知事の指定する講習会を受講した者にあつては、受講したことを証する書面の写し

(3) 脱帽して正面から上半身を写した写真（縦5センチメートル、横5センチメートルで、

申込み前6月以内に写したもの)の裏面に氏名を記入したもの
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

手数料を徴収する事務	区 分	手 数 料 の 額
1 特定計量器の検定	(1) タクシーメーター 基本走行距離が4キロメートル以下のもの	1個につき 750円
	基本走行距離が4キロメートルを超えるもの	1,150円
	(2) 質量計	1個につき
	ア 非自動はかり	
	(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1,400円
	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,700円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	2,250円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	2,550円
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,200円
	(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
	ひょう量が10キログラム以下のもの	130円
	ひょう量が10キログラムを超えるもの	250円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	
	ひょう量が5キログラム以下のもの	200円
ひょう量が20キログラム以下のもの	250円	
ひょう量が50キログラム以下のもの	330円	
ひょう量が100キログラム以下のもの	460円	
ひょう量が250キログラム以下のもの	660円	
ひょう量が500キログラム以下のもの	1,000円	
ひょう量が1トン以下のもの	2,100円	
ひょう量が2トン以下のもの	2,850円	
ひょう量が5トン以下のもの	7,800円	
ひょう量が10トン以下のもの	9,900円	
ひょう量が20トン以下のもの	15,000円	
ひょう量が30トン以下のもの	18,700円	
ひょう量が40トン以下のもの	25,400円	
ひょう量が50トン以下のもの	27,200円	
ひょう量が50トンを超えるもの	49,300円	

イ 分銅 表す質量が200グラム以下のもの	20円
表す質量が200グラムを超えるもの	300円
ウ 定量おもり又は定量増おもり（以下「おもり」という。） 質量が5キログラム以下のもの	20円
質量が20キログラム以下のもの	120円
質量が20キログラムを超えるもの	390円
(3) 体積計	1個につき
ア 水道メーター	
口径が25ミリメートル以下のもの	100円
口径が40ミリメートル以下のもの	220円
口径が100ミリメートル以下のもの	1,500円
口径が100ミリメートルを超えるもの	2,000円
イ 燃料油メーター	
使用最大流量が160リットル毎分未満のもの	2,700円
使用最大流量が160リットル毎分以上のもの	4,300円
ウ 液化石油ガスメーター	7,600円
エ ガスメーター	
使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	140円
使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	300円
使用最大流量が160立方メートル毎時以下のもの	780円
使用最大流量が400立方メートル毎時以下のもの	1,300円
使用最大流量が1,000立方メートル毎時以下のもの	2,400円
使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの	6,100円
オ 量器用尺付タンク	
全量が2,000リットル以下のもの	1,750円
全量が2,000リットルを超えるもの	3,800円
(4) アネロイド型圧力計	1個につき
ア アネロイド型圧力計（イに掲げるものを除く。）	

	計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	110円		ひょう量が500キログラム以下のもの	1,800円
	計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	480円		ひょう量が1トン以下のもの	2,900円
	計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1,000円		ひょう量が2トン以下のもの	4,900円
	イ アネロイド型血圧計	200円		ひょう量が5トン以下のもの	9,000円
	(摘要) (2)ア(ア)又は(ウ)において、ひょう量に応じた最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(2)ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の2倍の額とする。 (2)ア(ア)又は(ウ)において、1の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、計量範囲が1増すごとに、最大ひょう量の(2)ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の5割の額を加算するものとする。			ひょう量が10トン以下のもの	14,300円
				ひょう量が20トン以下のもの	20,500円
				ひょう量が30トン以下のもの	26,100円
				ひょう量が40トン以下のもの	29,800円
				ひょう量が50トン以下のもの	41,700円
				ひょう量が50トンを超えるもの	71,900円
				(2) 分銅又はおもり	1個につき 10円
				(摘要) (1)ア又はウにおいて、1の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、計量範囲が3を超え1増すごとに、最大ひょう量の(1)ア又はウに掲げる額の5割の額を加算するものとする。	
2 車両等装置用計量器の装置検査	(1) タクシーメーター ((2)に掲げるものを除く。) 基本走行距離が4キロメートル以下のもの 基本走行距離が4キロメートルを超えるもの	1個につき 960円 1,350円	5 指定製造事業者の指定の申請に係る検査		1件につき 447,000円
	(2) タクシーメーター装置検査済証の訂正又は再交付に係るもの	1個につき 530円	6 基準器検査	(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器	1個につき 17,500円
3 指定製造者の申請に対する審査		1件につき 146,900円		(2) 質量基準器 ア 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム以下のもの ひょう量が10キログラム以下のもの ひょう量が50キログラム以下のもの ひょう量が200キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるもの イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき 3,500円 5,800円 8,800円 12,300円 16,400円 24,700円
4 特定計量器の定期検査	(1) 非自動はかり ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるもの イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき 1,900円 2,500円 2,700円 4,200円 350円 700円 1,100円		ア 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム以下のもの ひょう量が10キログラム以下のもの ひょう量が50キログラム以下のもの ひょう量が200キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるもの イ 基準分銅 (ア) 1級である旨の表記のあるもの 表す質量が200グラム以下のもの 表す質量が200グラムを超えるもの (イ) 2級である旨の表記のあるもの 表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき 3,500円 5,800円 8,800円 12,300円 16,400円 24,700円 3,500円 8,800円 590円

	<p>表す質量が50キログラム以下のもの 660円</p> <p>表す質量が50キログラムを超えるもの 6,500円</p> <p>(ウ) 3級である旨の表記のあるもの</p> <p>表す質量が5キログラム以下のもの 370円</p> <p>表す質量が50キログラム以下のもの 480円</p> <p>表す質量が50キログラムを超えるもの 4,100円</p>				
	<p>(3) 体積基準器 1個につき</p> <p>ア 基準積算体積計 18,900円</p> <p>基準湿式ガスメーターであって計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積が20リットル以下のもの</p> <p>イ 基準タンク</p> <p>全量が250リットル以下のもの 11,700円</p> <p>全量が1,000リットル未満のもの 15,800円</p>				
	<p>(摘要)</p> <p>特定標準器により校正済みのものにあつては、5割の額を減額するものとする。</p> <p>(3)イにおいて、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、(3)イに掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p>				
7	計量証明の事業の登録の申請に対する審査	1件につき 48,800円			
8	計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	1件につき 1,950円			
9	計量証明の事業登録簿の謄本の交付	1通につき 890円			
10	計量証明の事業登録簿を閲覧に供する事務	1回につき 440円			
11	計量証明に使用する特定計量器の検査	(1) 4の項の中欄に掲げる特定計量器	4の項の右欄に掲げる額		
				(2) ベックマン温度計	1個につき 2,550円
				(3) ボンベ型熱量計	1個につき 24,700円
				(4) 騒音計	1個につき
				ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	19,500円
				イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	40,800円
				(5) 振動レベル計	1個につき 26,700円
				(6) 濃度計	1個につき
				ア ジルコニア式酸素濃度計	81,800円
				イ 磁気式酸素濃度計	101,900円
				ウ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	68,100円
				エ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	80,300円
				オ 紫外線式窒素酸化物濃度計	75,700円
				カ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	90,800円
				キ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	85,500円
				ク 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	109,900円
				ケ 化学発光式窒素酸化物濃度計	83,400円
				コ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	21,700円
				<p>(摘要)</p> <p>(6)において、エに掲げる濃度計とオに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、エに掲げる額とオに掲げる額とを合算して得た額から4万600円を減額するものとする。</p> <p>(6)において、カからケまでに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあつては、検出部が1増すごとに、カからケまでに掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p> <p>(6)において、エからケまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、エからケまでに掲げる額に1万9,000円を加算するものとする。</p>	
12	適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査				1件につき 2,900円

全量が5デシリットルを超えるもの	760円
(イ) ピペットのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの	
全量が0.01ミリリットル以上10ミリリットル以下のもの	590円
全量が50ミリリットル以下のもの	670円
全量が50ミリリットルを超えるもの	730円
(ウ) シリンダーのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの	
全量が2デシリットル以下のもの	610円
全量が1リットル以下のもの	670円
全量が20リットル以下のもの	740円
(エ) ビュレットのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの	
全量が50ミリリットル以下のもの	670円
全量が50ミリリットルを超えるもの	730円
ウ 目盛付タンク	
全量が1,000リットル以下のもの	2,850円
全量が2,000リットル以下のもの	3,650円
全量が5,000リットル以下のもの	5,600円
全量が1万5,000リットル以下のもの	12,800円
全量が1万5,000リットルを超えるもの	19,500円
(5) 圧力計	1個につき
ア アネロイド型圧力計のうち計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	640円
計ることができる最大の圧力が5メガパスカル以下のもの	1,050円
計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	1,550円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	
イ アネロイド型血圧計	710円
(6) 騒音計	1個につき
ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	23,800円
イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	39,100円
(7) 濃度計のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計	1個につき 26,600円

(8) 物質の物象の状態の量	1個につき
ア 長さ	
長さが1ミリメートル以上で、測定精度が20マイクロメートル以上のもの	840円
イ 質量	
質量が10ミリグラム以上1,000キログラム以下で、測定精度が0.05ミリグラム以上のもの	1,150円
ウ 体積	
体積が1ミリリットル以上20リットル以下で、測定精度が0.01ミリリットル以上のもの	840円

別記第4号様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記第5号様式とする。
 別記第3号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同様式を別記第4号様式とする。
 別記第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第3条関係）

計量管理に関する試験受験願書	
	<p style="text-align: center;">写真欄</p> <p style="text-align: center;">上半身正面、脱帽の写真 （縦横各5センチメートル、申込み前6月以内のもの）の裏面に氏名を記入のこと。</p>
年 月 日	
北海道計量検定所長 様	
(〒 -)	
住 所	
フリガナ	
氏 名 ㊟	
計量管理に関する試験を受験したいので、願書を提出します。	
1 試験区分（該当するものいずれか一つを で囲むこと。）	

- (1) 長さ (2) 質量 (3) 面積 (4) 体積 (5) 熱量
- 2 受験資格 (該当するものを で囲むこと。)
- (1) 計量証明の事業に携わる者
(事業所の長が発行する職歴を証明する書類を添付すること。)
- (2) 北海道知事の指定する講習会を受講した者
(受講したことを証する書面の写しを添付すること。)

(日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則 (昭和32年北海道規則第47号) の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「願書」を「申込書」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

1 加工及び工作機械

名 称	使 用 料	
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1 粉碎機	7,900円	20円
2 加熱炉	4,890円	160円
3 プラスチック射出成形機	24,920円	900円
4 平面研削盤	3,930円	390円
5 高周波溶解炉	3,530円	1,160円
6 治具中ぐり盤	8,220円	340円
7 マシニングセンター	5,750円	1,020円

8 NCルータマシン	14,680円	510円
9 焼成窯		
(1) 窯業用小型	3,450円	300円
(2) 窯業用中型	3,860円	320円
10 加圧式混練機	9,600円	150円
11 サンドブラスト	7,550円	70円
12 かくはん器	5,530円	10円
13 SMCプレス成形機	12,060円	640円
14 スプレードライヤー	28,840円	490円
15 カレントジェット	7,530円	450円
16 押出造粒機	15,940円	190円
17 FRP引抜成形試験機	10,840円	210円
18 ハードウェア開発支援装置	2,020円	440円
19 超高温電気炉	2,490円	130円
20 2液混合吐出機	2,510円	150円
21 複合材料切断機	1,640円	60円
22 FRP粉砕機	2,510円	150円
23 高集積デバイス開発支援装置	2,240円	670円
24 光造形システム	15,200円	1,020円
25 アトマイザー粉砕機	11,870円	50円
26 ワイヤークット放電加工機	1,330円	930円
27 真空注型装置	4,930円	210円
28 その他の加工及び工作機械	600円以上29,480円以下	1,720円以下

2 試験及び測定機器

名 称	使 用 料	
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1 熱老化試験機	1,640円	70円
2 万能材料試験機	740円	350円
3 衝撃試験機	6,750円	50円
4 硬さ計	4,760円	30円
5 粗さ計	1,030円	240円
6 超音波厚み計	7,560円	80円
7 静ひずみ測定器	5,550円	40円

8	動ひずみ測定器	5,200円	80円	試験器		
9	3次元測定機	2,110円	920円	46	雷サージ許容度試験器	2,210円 240円
10	万能投影器	5,720円	210円	47	電源周波数磁界試験設備	2,060円 90円
11	振動試験機(機械式)	8,590円	320円	48	減衰振動波許容度試験器	2,010円 40円
12	振動試験機(電磁式)	6,220円	320円	49	繰り返し曲げ疲労試験機	1,670円 100円
13	テーバー摩耗試験機	2,890円	140円	50	微小段差計	1,420円 240円
14	オルゼン摩耗試験機	10,680円	50円	51	高温用HDTテスター	1,790円 220円
15	原子吸光度計	9,680円	230円	52	キュラストメーター	1,800円 230円
16	万能測長機	6,020円	120円	53	混練特性試験機	1,980円 410円
17	ロードセル	1,580円	-	54	押出成形ユニット	2,050円 470円
18	塩水噴霧試験機	9,110円	840円	55	小型電波暗室	7,630円 540円
19	色差計	4,780円	60円	56	放射イミニュティ測定システム	4,890円 160円
20	B型回転粘度計	4,730円	-	57	電波特性測定装置	5,060円 340円
21	示差熱走査熱量計	5,080円	360円	58	高速メディア試作装置	2,490円 130円
22	示差熱重量同時測定装置	5,060円	340円	59	プロトコルアナライザー	4,020円 90円
23	熱変位測定装置	4,980円	250円	60	アナログ回路シミュレーター	2,430円 70円
24	土砂摩耗試験機	11,890円	80円	61	動ひずみ計測・解析器	4,820円 90円
25	大越摩耗試験機	6,540円	1,030円	62	デジタルデータレコーダー	4,820円 90円
26	粒度分布測定機	2,650円	290円	63	テレメーター	7,210円 120円
27	接触角測定装置	3,710円	170円	64	負荷装置	3,980円 40円
28	着氷力測定装置	5,930円	410円	65	PCベース計測器	7,170円 80円
29	高速ビデオシステム	5,030円	300円	66	制御シミュレーションシステム	11,140円 120円
30	ビデオマイクロイメージ解析システム	6,060円	150円	67	燃焼分析システム	18,020円 1,480円
31	画像処理システム開発支援装置	6,220円	320円	68	発熱量測定装置	7,270円 180円
32	超高速光信号計測装置	2,550円	180円	69	接合強度試験機	5,710円 200円
33	画像処理用照明評価装置	1,340円	160円	70	表面ぬれ性試験機	3,250円 100円
34	データ記録装置	4,770円	40円	71	自動蒸気吸着量測定装置	
35	データコミュニケーションアナライザー	2,370円	-	(1)	使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	29,480円 1,130円
36	汎用高速画像処理装置	3,290円	140円	(2)	使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	10,580円 1,130円
37	構造解析システム	6,240円	730円	72	サイズ排除クロマトグラフ	5,330円 600円
38	低温実験室	10,860円	230円	73	真空定温恒温器	1,220円 40円
39	熱画像装置	3,990円	450円	74	ガスクロマトグラフ質量分析装置	5,280円 550円
40	雑音総合評価試験機	2,610円	250円	75	普通騒音計	2,370円 -
41	機構シミュレーションシステム	11,430円	410円	76	磁束密度測定器	1,580円 -
42	高速デジタル制御システム開発支援装置	2,610円	240円	77	磁束測定器	2,370円 10円
43	電子機器用衝撃試験装置	9,910円	460円	78	把持力分布測定装置	2,440円 80円
44	ネットワークスペクトラムアナライザー	2,540円	180円	79	バイオメカニクス測定装置	2,620円 260円
45	ファースト・トランジェント/バースト	2,030円	70円			

80	筋骨格モデル作成装置	4,740円	10円
81	非接触型3次元測定システム	4,510円	570円
82	振動計測システム	4,000円	60円
83	比熱測定装置	3,850円	310円
84	音声・音響分析システム	1,030円	240円
85	光スペクトラムアナライザーシステム	4,910円	180円
86	データロガー		
	(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	11,900円	90円
	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	880円	90円
87	監視カメラシステム		
	(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	11,910円	100円
	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	890円	100円
88	電子冷却式サーモグラフィ		
	(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	7,160円	70円
	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	2,440円	70円
89	超臨界反応実験装置	28,690円	340円
90	振動式粘度計	4,780円	50円
91	吸音率測定装置	2,510円	150円
92	人間中心設計支援装置	1,690円	110円
93	その他の試験及び測定機器	600円以上29,480円以下	1,720円以下

3 検査機器

名称	使用料	
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1	超音波探傷器	5,970円 70円
2	磁気探傷器	6,760円 60円
3	X線透過装置	9,250円 200円
4	金属顕微鏡	6,750円 60円
5	恒温装置	

(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	8,160円	110円
(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	3,180円	110円
6	走査型電子顕微鏡	12,120円 310円
7	万能測定顕微鏡	5,680円 170円
8	X線回折装置	5,200円 470円
9	蛍光X線分析装置	5,270円 550円
10	X線透視画像解析装置	1,600円 420円
11	フーリエ赤外分光光度計	9,890円 440円
12	吸光度計	9,630円 180円
13	超音波探査映像装置	4,900円 180円
14	X線光電子分光分析装置	4,080円 1,720円
15	オージェ電子分光分析装置	3,750円 1,380円
16	電子機器用低温恒温恒湿器	
	(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	3,750円 210円
	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	600円 210円
17	元素分析装置	
	(1) 炭素、水素、窒素又は硫黄	20,400円 710円
	(2) 酸素	
	ア 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	20,600円 520円
	イ 使用日数が2日以上連続して使用する場合の2日目から	1,310円 520円
18	その他の検査機器	600円以上29,480円以下 1,720円以下

4 その他の機械器具

名称	使用料	
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1	ノイズジェネレーター	2,390円 30円
2	デジタルマルチメーター	2,790円 30円
3	遠心分離機	28,510円 160円
4	放電プラズマ焼結機	1,480円 1,090円

5 その他の機械器具	600円以上29,480円以下	1,720円以下
------------	-----------------	----------

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第7条関係）

1 試験

名 称	手 数	料
1 理化学試験		
(1) 強度試験		
ア 合成樹脂		
(ア) 曲げ試験		
a 曲げ試験	1件ごとに	10,300円
b 低温曲げ試験	同	12,600円
c 高温曲げ試験	同	12,300円
(イ) 衝撃試験	同	9,600円
(ウ) 引張試験		
a 引張試験	同	10,300円
b 低温引張試験	同	12,600円
c 高温引張試験	同	12,300円
(エ) 圧縮試験		
a 圧縮試験	同	10,300円
b 低温圧縮試験	同	12,600円
c 高温圧縮試験	同	12,300円
(オ) 摩耗試験	同	8,200円
(カ) 試験片製作料	5片まで1件ごとに	1,700円
(キ) 硬さ試験	1件ごとに	3,300円
(ク) 偏平試験	同	10,300円
(ケ) 引裂試験	同	10,300円
(コ) 密着試験	同	4,800円
(サ) 塗膜密着試験	同	7,300円
(シ) その他の強度試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
イ 金属材料		
(ア) 引張試験	1件ごとに	2,900円
(イ) 曲げ試験	同	2,900円
(ウ) せん断試験	同	2,700円
(エ) 圧縮試験	同	5,700円

(オ) 衝撃試験	同	1,700円
(カ) 抗折試験	同	2,700円
(キ) 硬さ試験		
a 微小硬さ試験	同	8,800円
b その他の硬さ試験	同	2,100円
(ク) 破壊試験	同	8,400円
(ケ) すべり試験	同	5,400円
(コ) 偏平試験	同	5,400円
(サ) 耐荷重試験	同	5,500円
(シ) 硬さ分布試験	同	9,000円
(ス) 最高硬さ試験	同	9,000円
(セ) ひずみ測定	1点ごとに	1,700円
(ソ) その他の強度試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
ウ 木工材料		
(ア) 曲げ試験	5片まで1件ごとに	9,400円
(イ) 圧縮又は引張試験	同	9,700円
(ウ) 接着力試験	同	8,600円
(エ) 引抜試験	同	7,300円
(オ) せん断試験	1件ごとに	10,500円
(カ) 鉛筆引っかき試験	同	2,500円
(キ) 家具強度試験		
a 家具強度試験	1件1項目ごとに	8,200円
b 家具強度試験（耐久性試験）	同	27,700円
(ク) その他の強度試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
エ 窯業の材料又は製品		
(ア) 耐圧試験	1件ごとに	3,700円
(イ) 曲げ試験	同	3,900円
(ウ) 摩耗試験	同	4,000円
(エ) 衝撃試験	同	4,500円
(オ) 圧縮試験	同	5,300円
(カ) その他の強度試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
オ その他の材料又は製品の強度試験		
(ア) 衝撃試験	1件ごとに	4,900円
(イ) 電子機器衝撃試験	同	13,400円
(ウ) その他の強度試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
(2) 物性試験		
ア 合成樹脂		
(ア) 耐熱試験	1件1日ごとに	3,300円

(イ) 熱変形試験	同	4,500円	c 精度0.01ミリメートル未満	同	6,100円
(ウ) 耐薬品性試験	1件1日1薬品ごとに	5,500円	(オ) 塩水噴霧試験	1件につき試験日数が1日のものにあつては12,400円、試験日数が2日以上のものにあつては12,400円に1日を超える試験日数に3,700円を乗じて得た額を加算した額	
(エ) 促進耐候試験	1件1日ごとに	3,900円	(カ) めっき厚さ測定	1件ごとに	9,600円
(オ) 比重測定	1件ごとに	6,500円	(キ) 水圧試験	同	12,700円
(カ) 老化試験	1件につき試験日数が4日以内のものにあつては10,300円、試験日数が5日以上のものにあつては10,300円に4日を超える試験日数に2,400円を乗じて得た額を加算した額		(ク) 3次元寸法精度測定	同	7,300円
(キ) 粘度測定	1件ごとに	5,300円	(ケ) 粗さ測定	同	5,200円
(ク) 温度測定	同	7,100円	(コ) 腐食減量試験	1件につき試験日数が1日のものにあつては8,400円、試験日数が2日以上のものにあつては、8,400円に1日を超える試験日数に3,200円を乗じて得た額を加算した額	
(ケ) 光沢度測定	同	4,200円	(サ) その他の物性試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
(コ) 付着性試験	同	3,300円	ウ 木工材料		
(サ) 塗膜厚さ測定	同	3,900円	(ア) 含水率測定	1件ごとに	7,900円
(シ) ぜい化試験	同	9,600円	(イ) 浸漬試験	同	11,200円
(ス) 燃焼性試験	同	3,800円	(ウ) はく離試験	5片まで1件ごとに	7,600円
(セ) 電子顕微鏡観察試験	1視野1件ごとに	10,300円	(エ) その他の物性試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
	1視野増すごとに	2,200円	エ 土石、窒業の原料又は製品		
(ソ) 寸法測定	1件ごとに	2,800円	(ア) 粒度試験	粒度5種類まで1件ごとに	11,300円
(タ) 測色試験	同	4,500円	(イ) 耐火度試験	1件ごとに	14,600円
(チ) ピンホール試験	同	4,700円	(ウ) 吸水率試験	同	4,600円
(ツ) 透湿性試験	同	10,600円	(エ) 示差走査熱量測定	同	10,500円
(テ) 吸水率測定	同	2,500円	(オ) 示差熱・熱重量測定	同	12,800円
(ト) すべり抵抗試験	同	8,000円	(カ) 熱変位測定	同	12,700円
(ナ) 着氷力試験	同	10,700円	(キ) 熱伝導率試験	同	9,500円
(ニ) 透水試験	同	11,900円	(ク) 白色度測定	同	4,800円
(ヌ) 塗膜透水試験	同	4,800円	(ケ) 塩基置換容量	同	20,100円
(ネ) 摩擦係数測定	同	10,300円	(コ) 吸着試験	同	13,300円
(ノ) 試料調整	同	1,600円	(サ) 細孔分布測定	同	11,200円
(ハ) 接着角測定	同	6,100円	(シ) 比表面積	同	8,400円
(ヒ) その他の物性試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下		(ス) 粒度分布測定	同	8,500円
イ 金属材料			(セ) 比熱	同	8,300円
(ア) 顕微鏡組織試験	1視野1件ごとに	8,300円	(ソ) 吸音率測定	同	2,600円
	1視野増すごとに	1,700円	(タ) その他の物性試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
(イ) マクロ組織試験	1件ごとに	8,200円	オ その他の材料又は製品		
(ウ) 検力試験	1機種1荷重1件ごとに	9,600円	(ア) 比重測定	1件ごとに	6,600円
(エ) 寸法精度測定					
a 精度0.1ミリメートル以上	1件ごとに	3,200円			
b 精度0.01ミリメートル以上	同	4,400円			

(イ) pH測定	同	3,500円
(ウ) 濁度及び色相	同	2,100円
(エ) 電気伝導率	同	5,000円
(オ) 熱伝導率測定	同	11,300円
(カ) 赤外線放射エネルギー測定	同	12,600円
(キ) 埋設融雪機の騒音試験	同	7,200円
(ク) 凍結防止剤の腐食試験	同	19,700円
(ケ) その他の物性試験	1件ごとに1,600円以上42,900円以下	
2 応用試験		
(1) 小型燃焼機器の燃焼効率測定試験		
ア 小型融雪機の融雪効率試験	1件ごとに	82,000円
イ 小型燃焼器の燃焼性能試験		
(ア) 固体燃料用ストーブ	同	114,100円
(イ) 液体燃料用ストーブ	同	56,200円
(2) 凍結融解試験	同	80,600円
(3) 風量測定試験	同	28,500円
(4) 燃焼性能試験	同	28,200円
(5) ヒートポンプの性能試験	同	74,400円
(6) 温水パネルの放熱量試験	同	58,200円
(7) 温水コイルの気密性及び耐圧性試験	同	9,500円
(8) 温水開閉弁の温水閉止性能試験	同	18,900円
(9) 電熱ヒーターの低温下における昇温試験	1設定室温 1件ごとに 1設定室温増すごとに	41,500円 17,900円
(10) 放熱器の表面温度分布試験	1件ごとに	25,300円
(11) 超音波探傷試験	同	4,900円
(12) 耐高周波妨害試験	同	2,900円
(13) 放熱器の水頭圧損失試験	同	4,900円
(14) 電熱ヒーターの電力測定	同	9,600円
(15) その他の応用試験	1件ごとに2,900円以上	

2 研究又は調査

実費を基準として場長の定める額

3 分析

名 称	手 数	料
1 普通分析	1件1成分ごとに	8,100円
2 特殊分析		
(1) 赤外分光分析	1件ごとに	9,900円

(2) 微小部X線回折	同	42,900円
(3) 電子線微小部分析	同	23,300円
(4) 蛍光X線分析	同	11,000円
(5) X線回折	同	9,500円
(6) BOD	同	12,900円
(7) シアン	同	10,800円
(8) ひ素又はセレン	同	13,300円
(9) 水銀	同	10,800円
(10) ヘキササン抽出物質	同	8,300円
(11) 純石けん分	同	14,100円
(12) 金銀	同	14,600円
(13) 白金族	1件1成分ごとに	20,400円
(14) ICP質量分析（定性分析）	1件ごとに	28,800円
(15) 溶出試験操作	同	9,700円
(16) ゲル分率	同	9,300円
(17) 炭素、水素、窒素又は硫黄	同	14,800円
(18) 酸素	同	31,600円
(19) ガスクロマトグラフ質量分析	同	20,700円
(20) その他の特殊分析	1件ごとに2,600円以上42,900円以下	
3 分析試料調整料	1件ごとに	2,600円

4 設計又は図案調整

名 称	手 数	料
1 設計又は図案調整	1件ごとに14,300円以上	
2 文献複写	4ページまでごとに	2,500円

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

<p>設 備 使 用 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道立工業試験場長 様</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる 事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名）^印</p>
--

[TEL - -]

次のとおり設備を使用したいので、北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則第1条第1項の規定により、申し込みます。

1 使用設備				
2 使用目的				
3 使用期間	年 月 日 時 分から	就業時間内		
	年 月 日 時 分まで	終日連続		
4 使用責任者				

- 注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 2 1時間未満の端数は、1時間として計算します。
 3 使用期間が2日以上となる場合は、使用形態に応じ、「就業時間内」「終日連続」の欄のいずれかに 印を記入してください。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立工業試験場の設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされている試験、分析、設計及び図案調整に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

- 試験、研究又は分析のための機器を使用する場合

名 称	1台1時間以内の使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの

		使用料
パルス・ファンクションジェネレーター	2,400円	50円
デジタルマルチメーター	2,350円	10円
人工知能構築ツール	19,200円	280円
ICマイクロマシン試作システム	24,900円	1,250円
プラズマ焼結機	8,500円	1,400円
低温恒温恒湿器	5,100円	400円
冷熱衝撃試験機	5,100円	400円
小型万能デジタル測定器	2,450円	90円
動ひずみ測定器	2,450円	70円
データレコーダー	2,550円	200円
電磁オシログラフ	2,400円	20円
ペンオシログラフ	2,450円	110円
雑音許容度試験機	4,800円	60円
静電気許容度試験機	4,800円	70円
信頼性評価システム	19,500円	580円
直流校正装置	4,800円	60円
スペクトラム・アナライザー	8,350円	90円
色彩色差計	4,750円	30円
エレクトロニックカウンター	4,750円	50円
画像処理カラー化対応装置	5,450円	740円
ピクチャーコンバーター	9,500円	40円
精密測定用電源	4,750円	20円
オシロスコープ	4,750円	10円
インサーキットエミュレーター	4,850円	120円
非接触変位計	4,750円	40円
カラーカメラ	4,800円	90円
高感度カメラ	4,800円	60円
回転比計	4,750円	30円
多点温度測定装置	2,400円	50円
赤外線熱画像装置	1,350円	150円
燃焼排ガス分析システム	2,650円	290円
軟X線映像装置	19,400円	530円
超音波探査映像装置	10,500円	1,000円
アイマークレコーダー	4,900円	160円
構造解析装置	1,750円	570円
機構解析装置	21,800円	530円
流体解析装置	2,700円	360円

ハイスピードビデオ	2,750円	390円	微小硬度計	2,500円	120円
3次元CAD装置	24,100円	480円	試験用加硫プレス	1,450円	260円
3次元CGシステム	2,750円	380円	粉体用真空ポンプ	5,250円	540円
プリント基板作製装置	9,600円	160円	レーザー回折式粒度分布測定装置	4,800円	70円
試験片作製機	1,600円	400円	遠心沈降式粒度分布測定装置	9,450円	20円
真円度測定機	5,150円	410円	全自動分極測定装置	4,950円	220円
表面粗さ・輪郭形状測定機	4,950円	250円	粉体物性測定装置	2,750円	370円
万能投影機	4,850円	110円	導電率測定装置	2,450円	110円
測定顕微鏡	4,900円	180円	電磁気特性測定装置	2,650円	300円
顕微鏡測定データ処理装置	4,750円	40円	密度測定装置	9,550円	80円
光マイクロ測定機	4,850円	140円	核磁気共鳴装置	10,000円	580円
膜厚計	4,900円	190円	卓上多本架遠心機	4,750円	30円
オートコリメーター	4,750円	40円	ホモジナイザー	4,750円	40円
歯車検査機	4,800円	80円	細菌検査用ホモジナイザー	2,400円	10円
3次元測定機	5,750円	920円	エバポレーター	4,750円	30円
3次元測定支援装置	4,900円	170円	マグネチックスターラー	4,750円	-
大型3次元測定機	2,600円	220円	恒温水槽	4,750円	40円
石定盤	2,400円	30円	脂肪抽出器	4,750円	20円
流速測定装置	14,400円	220円	恒温振とう機	4,750円	30円
万能金属材料試験機	3,050円	660円	水分活性測定装置	4,800円	70円
バーコル硬さ計	2,400円	20円	水分活性測定装置(露点測定方式)	3,600円	40円
ロックウェル硬度計	2,400円	30円	コロニーカウンター	4,750円	-
ブリネル硬さ試験機	2,400円	20円	乾熱滅菌器	9,500円	30円
タッピング式はく離検出装置	9,500円	70円	超音波洗浄機	4,750円	10円
シャルピー衝撃試験機	4,800円	70円	超音波ピペット洗浄機	4,750円	20円
西原式金属摩耗試験機	7,150円	70円	粉碎機(振動型)	4,750円	40円
大越式迅速摩耗試験機	7,350円	280円	粉碎機(回転型)	4,750円	30円
表面性試験機	7,250円	190円	超遠心粉碎機	2,400円	20円
テーバー摩耗試験機	7,150円	50円	遊星型ボールミルシステム	2,450円	70円
表面形状測定器	7,400円	320円	真空ポンプ	2,400円	10円
油圧サーボ疲労試験機	8,100円	990円	生物顕微鏡	4,950円	220円
サンシャインウェザーメーター	5,300円	580円	マイクロトーム	5,000円	290円
加速度測定装置	4,900円	170円	超低温冷凍庫	4,800円	80円
加速度データ処理装置	4,900円	170円	冷蔵庫	4,750円	50円
振動試験機	5,650円	950円	恒温器	4,750円	30円
腐食試験装置	4,950円	220円	電気乾燥器(有効内容積90リットル)	4,750円	20円
試料埋込プレス	2,400円	30円	電気乾燥器(有効内容積150リットル)	4,750円	30円
放射温度計	2,400円	20円	真空乾燥器	4,750円	40円

凍結乾燥器	4,850円	120円	圧力真空斜軸ニーダー	2,650円	260円
プレート式凍結真空乾燥機	4,850円	120円	スライサー	2,400円	60円
熱風乾燥機	2,400円	60円	フードカッター	2,350円	10円
遠赤外線乾燥試験装置	5,050円	320円	パーチカルミキサー	2,400円	50円
赤外線水分計	3,550円	20円	製菓・製パン用ミキサー	2,400円	20円
スプレードライヤー	4,900円	190円	伸展機	2,400円	40円
低温灰化装置	4,850円	140円	スキナー	2,500円	120円
小型滅菌器	4,750円	50円	いかこがね裂き機	2,400円	20円
高圧滅菌器	5,100円	390円	いか脱皮機	2,550円	190円
マッフル炉	4,800円	60円	電化焼機	2,400円	40円
振とう培養器	4,850円	130円	スタッパー	1,200円	-
細胞操作装置（遺伝子増幅装置）	4,750円	20円	ミートチョッパー	2,350円	-
細胞操作装置（遺伝子導入装置）	4,750円	30円	ホームシーマー	4,750円	40円
細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,400円	30円	小型真空包装器	2,450円	90円
細胞操作装置（細胞融合装置）	4,850円	100円	自動真空ガス包装機	2,400円	30円
細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,400円	40円	遠心濃縮機	2,450円	70円
細胞操作装置（グロースキャビネット）	2,400円	50円	遠心式薄膜真空蒸発装置	8,750円	2,850円
細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,400円	60円	微量高速冷却遠心機	2,450円	70円
DNAシーケンサー	52,500円	550円	超遠心分離機	7,850円	750円
ジャーファメンター（大型）	4,950円	250円	フラクションコレクター	2,400円	40円
ジャーファメンター（小型）	4,850円	110円	マイクロマニピュレーター	4,800円	60円
レトルト試験装置	4,950円	220円	高速液体クロマトグラフ	4,950円	230円
高温高圧調理殺菌試験機	7,350円	270円	ガスクロマトグラフ	4,850円	140円
高温高圧調理殺菌装置（シャワー式）	5,150円	430円	ガスクロマトグラフ質量分析計	6,100円	1,400円
高速遠心分離機	4,900円	200円	イオンクロマトグラフ	5,000円	280円
底部排出型遠心分離機	3,750円	220円	光イオン化4重極型質量分析計	9,650円	200円
pHメーター	2,350円	10円	質量分析解析システム	1,250円	70円
DOメーター	2,350円	10円	紫外可視分光光度計	4,800円	80円
電子天びん	2,400円	60円	赤外分光光度計	5,050円	320円
アミノ酸自動分析計	5,250円	500円	フーリエ変換赤外分光光度計	5,000円	300円
カルボン酸分析計	5,150円	450円	測色色差計	4,850円	130円
有機炭素分析計	5,100円	370円	分光測色計	3,600円	70円
糖分析計	4,850円	120円	レオメーター	4,850円	120円
ケルダールたんぱく質分析装置	7,300円	200円	動的粘弾性測定装置	9,900円	430円
クリープメーター	4,750円	20円	電気泳動装置	4,800円	80円
バッチ式平膜テスト装置	2,350円	10円	全自動電気泳動装置	3,600円	60円
薄層流式平膜テスト装置	3,550円	-	小型衝撃試験機	2,350円	-
乳化かくはん器	2,400円	20円	精密万能試験機	2,650円	310円

蛍光X線分析装置	4,500円	960円
微小走査X線分析装置	5,050円	330円
真空蒸着装置	2,400円	40円
拡大用ビデオカメラ	7,150円	90円
イオンコーター	2,400円	20円
万能金属顕微鏡	3,700円	170円
走査型電子顕微鏡（電界放射型）	5,550円	840円
偏光顕微鏡	4,850円	130円
顕微鏡デジタルカメラ装置	3,600円	40円
分光蛍光光度計	4,850円	150円
金属中炭素硫黄分析装置	5,400円	680円
X線回折装置	8,400円	1,300円
オージェ電子分光分析装置	12,900円	1,050円
ICP質量分析装置	6,800円	2,050円
熱分析装置	10,000円	540円
安全キャビネット	2,400円	30円
形削盤	2,400円	30円
平面研削盤	4,900円	150円
旋盤	2,400円	50円
自動式のご盤	2,400円	30円
精密切断機	2,450円	100円
エアープラズマ切断機	4,800円	60円
トレーサー	4,800円	80円
グローブボックス	1,200円	20円
板金加工用セットプレス	2,500円	110円
スポット溶接機	2,650円	280円
ビーズブラスト	2,400円	10円
卓上フライス盤	2,400円	20円
パイプねじ切り機	4,750円	10円
雰囲気制御複合材料作製装置	15,400円	1,250円
プログラマブル電気炉	4,950円	220円
脱脂用加熱炉	5,100円	370円
浸透圧計	2,400円	50円
マイクロプレートウォッシャー	4,750円	20円
写真作成装置	4,050円	510円
光造形システム	15,200円	1,050円
真空注型システム	14,400円	220円
電波暗室	5,000円	270円

その他の機器	1,200円以上52,500円以下の範囲内で知事の定める額	2,850円以下の範囲内で知事の定める額
--------	-------------------------------	----------------------

2 会議室又は研修室を使用する場合

名 称	1時間ごとの使用料
会議室	1,700円
研修室	1,100円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第11条関係）

1 試験を依頼する場合

区 分	手 数	料
微小変位測定	1件ごとに	4,850円
平行度測定	同	4,750円
形状測定	同	7,400円
真円度測定	同	7,700円
表面粗さ測定	同	7,400円
顕微鏡測定	同	4,900円
顕微鏡測定データ処理	同	4,750円
3次元測定	同	11,600円
3次元自由曲面評価	1断面ごとに	2,450円
投影測定	1件ごとに	7,250円
膜厚測定	同	7,400円
薄膜測定	同	7,550円
騒音測定	同	4,750円
変位測定	同	4,750円
高回転数測定	同	4,750円
多目的物理量測定	同	10,300円
赤外線熱画像測定	同	2,400円
構造解析	1件1日につき	34,900円
一般強度試験（1件1片）	1件ごとに	2,800円
一般強度試験（1件2片以上5片以内）	同	8,500円
実体強度試験	同	5,050円
動的粘弾性測定	同	10,100円

微小硬さ試験	同	2,400円
その他の硬さ試験	同	2,350円
硬度分布試験	同	4,850円
タッピング式はく離検出試験	同	9,650円
衝撃試験	同	2,400円
転がり摩耗試験	同	7,300円
滑り摩耗試験	同	7,600円
摩擦摩耗試験	同	7,450円
疲労試験	同	11,400円
顕微鏡組織観察	1視野1件ごとに	3,650円
	1視野増すごとに	2,450円
走査型電子顕微鏡観察	1視野1件ごとに	5,200円
	1視野増すごとに	1,350円
走査型電子顕微鏡観察（電界放射型）	1視野1件ごとに	8,100円
	1視野増すごとに	2,800円
偏光顕微鏡観察	1件ごとに	5,000円
写真作成	同	2,600円
拡大ビデオ撮影	同	7,200円
超音波映像試験	同	20,100円
軟X線映像観察	同	22,100円
耐候性試験	同	10,600円
浸漬試験	同	4,250円
振動試験	同	13,200円
ふるい分け試験	同	2,350円
粉体物性測定	同	2,550円
レーザー回折式粒度分布測定	同	4,900円
遠心沈降式粒度分布測定	同	9,500円
めっき付着量測定	同	7,150円
分極測定試験	同	14,900円
X線回折	同	18,100円
腐食試験	同	4,950円
比重測定	同	7,100円
密度測定	同	9,600円
周波数分布状況測定	同	8,450円
電磁気特性測定	同	2,650円
熱衝撃試験	同	10,200円
恒温恒湿試験	同	10,200円
測色色差試験	同	7,300円

分光色彩測定	同	2,400円
雑音許容度試験	1条件1件ごとに	4,800円
静電気許容度試験	同	4,800円
EMS試験	同	23,600円
色彩色差測定	1件ごとに	4,750円
パルス・ジッター測定	同	4,750円
細菌数測定（微生物検査）	同	7,450円
水分活性測定	同	2,400円
pH測定	同	3,550円
浸透圧測定	同	3,550円
その他の試験	1件ごとに1,350円以上54,300円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区 分	手 数	料
一般成分分析	1件1成分ごとに	3,400円
赤外分光分析	1件ごとに	7,550円
フーリエ変換赤外分光分析	同	5,300円
紫外可視分光分析	同	7,200円
ガスクロマトグラフ分析	同	7,300円
液体クロマトグラフ分析	同	7,450円
ガスクロマトグラフ質量分析	同	14,600円
定性元素分析	同	5,700円
食品成分簡易分析	同	3,600円
水分分析	同	3,750円
脂質分析	同	7,500円
たんぱく質分析	同	7,400円
たんぱく質分析（電気泳動法）	同	15,900円
窒素・たんぱく質定量分析	同	7,600円
繊維分析	同	7,450円
食物繊維分析	同	40,700円
灰分分析	同	7,750円
食品重金属分析	同	11,700円
ブドウ糖分析	同	7,450円
アミノ酸分析	同	8,050円
塩酸水解アミノ酸分析	同	54,300円
有機酸分析	同	7,950円

ビタミン類分析	同	7,500円
微量成分分析	同	7,750円
質量分析	同	11,500円
質量分析解析	同	1,900円
蛍光分光分析	同	7,150円
熱分析	同	11,100円
材料成分分析	同	4,600円
オージェ電子分光分析	同	15,000円
NMRスペクトル分析	同	10,600円
その他の分析	1件ごとに1,350円以上54,300円以下の範囲内で知事の定める額	

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合
 成績書謄本 1通につき570円

別記第1号様式中

1 使用目的	
2 使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
3 使用する施設又は機器	

1 使用する施設又は機器	
2 使用目的	
3 使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 時間 開館時間内・終日連続

改め、同様式末尾欄外注を次のように改める。

- 注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算してください。
- 3 使用期間が2日以上となる場合は、使用形態に応じ、「開館時間内」「終日連続」のいずれかを で囲んでください。

別記第2号様式中

1 使用目的	
2 使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
3 使用施設又は機器	

1 使用する施設又は機器	
2 使用目的	
3 使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 時間 開館時間内・終日連続

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の承認の申請がされている施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に申込みがされている試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則（平成4年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

名 称	1台1時間以内の使用に係る使用料の額	1時間を超える使用のときのその超える使用に係る1台1時間ごとの使用料の額
1 試験、測定及び検査機器		
(1) 粒度分布測定装置	3,780円	240円
(2) F値測定装置	5,940円	30円
(3) 光学顕微鏡	2,660円	300円
(4) 全有機炭素分析装置	3,800円	260円
(5) イアトロスキャン	3,690円	150円
(6) カードメーター	3,580円	40円
(7) 電気泳動装置	3,710円	160円
(8) ATPメーター	3,730円	190円
(9) 二波長クロマトスキャナ	3,620円	80円
(10) 電気透析装置	3,720円	170円
(11) カールフィッシャー水分計	3,960円	410円
(12) 振とう培養器	2,400円	40円
(13) 遠赤外線パワーメーター	2,370円	-
(14) 低温振とう培養器	2,450円	80円
(15) ジャーファーマーター	6,120円	220円
(16) フリーズエッチング	5,390円	660円
(17) イオンクロマトグラフ	6,220円	310円
(18) 自記分光蛍光光度計	4,950円	230円
(19) 測色色差計	2,460円	100円
(20) 自記分光光度計	2,610円	240円
(21) 赤外分光光度計	3,790円	240円
(22) ガスクロマトグラフ	2,740円	380円
(23) 原子吸光分光光度計	2,580円	220円
(24) 高速液体クロマトグラフ	6,440円	540円
(25) レオメーター	5,990円	80円
(26) 細胞融合装置	3,680円	130円
(27) ビスコグラフ	3,690円	140円
(28) ドウコーダー	3,950円	410円
(29) 高速冷却遠心機	3,710円	160円
(30) 示差熱走査熱量計	6,390円	490円
(31) ゲルクロマトグラフ	6,240円	330円
(32) 超遠心機	4,050円	510円

(33) エクステンソグラフ	3,770円	230円
(34) 倒立型顕微鏡	3,600円	60円
(35) 粉粒体評価機	3,650円	100円
(36) 超音波破砕機	3,760円	210円
(37) デジタル粘度計	3,570円	30円
(38) 万能引張試験機	6,020円	110円
(39) 透過型電子顕微鏡	7,310円	1,400円
(40) 走査型電子顕微鏡	6,920円	1,010円
(41) ガスクロマトグラフ質量分析計	9,520円	2,440円
(42) 核磁気共鳴装置	8,390円	1,300円
(43) X線回折装置	5,600円	870円
(44) 近赤外分光分析計	7,750円	670円
(45) テクスチュロメーター	3,620円	80円
(46) 超臨界流体抽出分離装置	7,830円	740円
(47) 真空乾燥機	2,430円	70円
(48) 分光光度計	2,500円	140円
(49) DNAシーケンサ	5,370円	640円
(50) 自動アミノ酸分析装置	8,880円	1,790円
(51) におい識別装置	7,330円	240円
(52) その他の試験、測定及び検査機器	2,370円以上9,520円 以下の範囲内で所長の定める額	2,440円以下の範囲 内で所長の定める額
2 加工機械		
(1) ピーラー	2,370円	-
(2) パルパーフィニッシャー	3,580円	30円
(3) 压榨機	2,370円	10円
(4) 回転二重がま	2,370円	-
(5) フードスライサー	2,380円	10円
(6) 混練機	2,370円	10円
(7) かくはん機	2,370円	10円
(8) ミートチョッパー	2,370円	10円
(9) ミートスタッパー	2,370円	-
(10) 融砕機	2,370円	10円
(11) らいかい機	2,370円	10円
(12) 真空凍結乾燥機	2,620円	260円
(13) 噴霧乾燥機	3,620円	80円
(14) ワーリングブレンダー	2,380円	10円
(15) 試料粉碎機	2,380円	20円
(16) 超低温恒温器	2,400円	40円

(17) 超高压処理装置	4,040円	500円
(18) エクストルーダー	7,490円	400円
(19) 丸めん成形機	2,420円	60円
(20) 製粉機	3,640円	100円
(21) 超遠心粉碎機	3,560円	20円
(22) 万能食品成型機	2,420円	60円
(23) 音波振動ふるい機	2,380円	20円
(24) コンベクションオープン	3,760円	220円
(25) 試験用製めん機	3,650円	110円
(26) パン生地製造装置	3,720円	180円
(27) スチームオープン	3,580円	40円
(28) スモークマシン	2,590円	220円
(29) アイスクリーマー (バッチ・フリーザー)	2,450円	80円
(30) アイスクリーマー (パステライザー)	2,440円	80円
(31) かくはん混合機	2,420円	60円
(32) 魚肉採取機	3,640円	100円
(33) 水さらし魚洗機	2,540円	180円
(34) ミニスモークマシン	2,400円	40円
(35) 裏ごし機	2,440円	80円
(36) スクリュープレス	3,750円	200円
(37) プレートヒーター	3,590円	50円
(38) 高压蒸煮缶	3,810円	260円
(39) みそ混合かくはん機	2,620円	260円
(40) 煮炊かくはん機	2,550円	190円
(41) 加圧・減圧かくはん試験機	2,680円	310円
(42) スネークポンプ	3,720円	170円
(43) みそこし機	2,430円	70円
(44) ドラムドライヤー	7,170円	80円
(45) 真空式加熱かくはん機	2,620円	250円
(46) フィルタープレス	2,480円	120円
(47) ろ過装置	3,650円	110円
(48) 洗米洗穀機	3,910円	370円
(49) 脱皮機	3,590円	50円
(50) 固形物充てん機	3,580円	40円
(51) 流動層乾燥機	3,600円	60円
(52) シーラー	2,380円	10円
(53) シュリンク包装機	2,370円	10円

(54) 定量充てん機	2,410円	50円
(55) 穀類膨張機	3,550円	10円
(56) 遠赤外線常圧・減圧乾燥機	3,750円	200円
(57) かくはん混合造粒機	3,640円	90円
(58) 膜分離装置	3,770円	230円
(59) 真空フライヤー	3,820円	270円
(60) 中型ロータリーエバポレーター	3,780円	230円
(61) ホモジナイザー	2,440円	70円
(62) ボイル槽	2,530円	170円
(63) シャープレス遠心分離機	3,640円	90円
(64) マイクロ波減圧乾燥装置	3,730円	190円
(65) 真空急速冷却機	3,630円	90円
(66) 豆腐成型機	2,460円	90円
(67) スープケトル	2,460円	100円
(68) 薄膜真空蒸発装置	3,870円	330円
(69) 真空包装機	2,390円	30円
(70) パキュームミキサー	2,490円	130円
(71) レトルト殺菌機	2,680円	320円
(72) 缶詰巻締機	3,580円	40円
(73) 急速凍結装置	3,590円	40円
(74) 急速解凍機	2,430円	70円
(75) 遠心脱水機	2,420円	50円
(77) チーズ製造装置	4,620円	1,080円
(77) タンプラー	2,470円	110円
(78) ロボクーブ	2,430円	70円
(79) マスコロイダー (大)	2,490円	120円
(80) マスコロイダー (小)	2,400円	40円
(81) 破碎機	2,380円	10円
(82) ツインカッター	2,460円	90円
(83) 通風乾燥機	2,400円	40円
(84) 顆粒製造器	2,380円	10円
(85) 精米機	2,490円	130円
(86) ミルクホモジナイザー	2,440円	80円
(87) その他の加工機械	2,370円以上9,520円 以下の範囲内で所長の定める額	2,440円以下の範囲 内で所長の定める額

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2 (第9条関係)

区 分	手 数	料 料 の 額
1 試験		
(1) 一般生菌数	1件ごとに	8,700円
(2) 大腸菌群	同	8,700円
(3) 耐熱性菌数	同	9,900円
(4) 乳酸菌数	同	8,700円
(5) 真菌数(カビ、酵母)	同	9,900円
(6) 嫌気性菌数	同	14,800円
(7) 大腸菌	同	8,700円
(8) ブドウ球菌	同	8,700円
(9) 腸炎ピブリオ菌	同	9,000円
(10) 放線菌	同	16,900円
(11) サルモネラ菌	同	11,200円
(12) セレウス菌	同	12,600円
(13) 細菌同定試験(遺伝子解析法)	同	42,000円
(14) 容器包装規格試験(揮発性物質)	同	29,500円
(15) pH測定	同	2,400円
(16) 粘度測定	同	8,600円
(17) 色測定	同	3,600円
(18) 比重測定	同	4,800円
(19) 屈折率測定	同	4,800円
(20) 異物検査	同	4,700円
(21) 透湿度測定	同	14,300円
(22) 水分活性測定	同	4,800円
(23) クッキングロス	同	3,600円
(24) 酸化還元電位測定	同	2,400円
(25) 普通物性測定	同	7,200円
(26) 抗菌活性測定(簡易)	同	5,500円
(27) 抗菌活性測定(複雑)	同	18,200円
(28) 真菌同定試験(遺伝子解析法)	同	42,000円
(29) その他の試験	1件ごとに2,400円以上42,000円以下の範囲内で所長の定める額	
2 分析		
(1) 灰分分析	1件ごとに	4,200円
(2) 水分分析(絶乾法)	同	3,900円
(3) 水分分析(カールフィッシャー法)	同	11,500円

(4) たんぱく質分析	同	8,100円
(5) 脂質分析	同	9,200円
(6) 繊維分析	同	6,600円
(7) 食塩分析	同	7,200円
(8) アルコール分析	同	7,400円
(9) 脂肪酸組成分析	同	40,400円
(10) カルボニル価分析	同	7,500円
(11) アニシジン価分析	同	7,500円
(12) よう素価分析	同	3,600円
(13) けん化価分析	同	7,100円
(14) 不けん化物分析	同	7,100円
(15) アミノ酸組成分析	同	55,900円
(16) 有機酸組成分析	同	34,300円
(17) リンゴ酸分析	同	7,500円
(18) 無機質分析	同	7,300円
(19) 添加物分析(簡易)	同	8,700円
(20) 添加物分析(複雑)	同	18,200円
(21) 水溶性ビタミン分析	同	12,500円
(22) 脂溶性ビタミン分析	同	18,200円
(23) イソフラボン分析	同	14,500円
(24) アリルイソチオシアナート分析	同	14,500円
(25) 食物繊維分析	同	49,100円
(26) 無塩可溶性固形分分析	同	2,400円
(27) アルギン酸分析(定量法)	同	7,200円
(28) マンニット分析(ワグナー法)	同	7,100円
(29) 糖類分析	同	11,100円
(30) 木酢液組成分析	同	53,300円
(31) 総色素量	同	7,100円
(32) 酸度分析	同	3,600円
(33) ヨード分析	同	3,600円
(34) X線微小部分分析	同	23,300円
(35) 微量酸素分析	同	7,100円
(36) K値測定	同	20,500円
(37) 普通分析	同	7,500円
(38) 水性質分析	同	6,300円
(39) 赤外分光分析	同	10,000円
(40) その他の分析	1件ごとに2,400円以上55,900円以下の範囲内で所長の定める額	

3 成績書の謄本	1通につき	560円
----------	-------	------

別記第1号様式及び別記第2号様式中

年 月 日から

年 月 日まで

日間

を

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

(時間 分)

に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立食品加工研究センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

- 試験、研究又は分析のための機器を使用する場合

名 称	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える使用に係る1台1時間ごとの使用料
近赤外分光分析計	7,820円	730円

pHメーター	1,240円	60円
食塩定量装置	2,520円	160円
アルコール濃度計	2,660円	300円
近赤外線水分計	2,380円	20円
水分活性測定装置	2,400円	40円
マッフル炉	1,210円	30円
たんぱく質迅速定量装置	2,600円	240円
脂肪抽出装置	2,510円	140円
全自動繊維分析器	2,670円	310円
デジタル糖度計1	1,180円	-
デジタル糖度計2	1,180円	-
デジタル糖度計3	1,180円	-
糖分析計	5,060円	340円
原子吸光分光光度計	1,550円	370円
アミノ酸分析計	5,160円	430円
ガスクロマトグラフ1	2,830円	470円
ガスクロマトグラフ2	2,780円	410円
高速液体クロマトグラフ1	5,250円	530円
高速液体クロマトグラフ2	5,270円	550円
自記分光光度計	2,570円	210円
レオメーター	5,970円	60円
B型粘度計	3,570円	30円
ビスコグラフ	2,520円	160円
K値測定装置	2,530円	170円
測色色差計	1,210円	30円
色差計	1,300円	120円
光学顕微鏡	2,460円	90円
乾熱滅菌機	2,390円	30円
小型冷却遠心器	1,230円	50円
クロマトスキャナ	2,460円	90円
ストマッカー	1,200円	20円
冷却遠心分離機	2,560円	200円
電気泳動装置	2,540円	180円
ホモジナイザー	2,390円	30円
ポリトロン	2,390円	30円
限外ろ過装置	2,380円	20円
ロータリーエバポレーター	1,350円	170円
マントルヒーター	1,190円	-

通風乾燥器	40円	40円
減圧乾燥器	2,400円	40円
真空凍結乾燥器	2,600円	240円
定温乾燥器	30円	30円
恒温恒湿装置	2,450円	90円
振とう恒温器	2,380円	10円
振とう培養器	2,410円	50円
温湿度記録計	2,390円	30円
実体顕微鏡	2,420円	60円
生物顕微鏡	2,440円	80円
データ処理用パソコン	2,390円	30円
超音波破碎機	2,560円	200円
ピーラー	2,370円	10円
パルパーフィニッシャー	3,600円	60円
压榨機	2,390円	20円
回転蒸煮釜	2,380円	20円
フードカッター1	2,380円	10円
フードカッター2	2,380円	10円
融潰機	2,380円	10円
らいかい機	2,380円	10円
ふるい振とう機	2,380円	20円
魚洗機	2,530円	160円
裏ごし機	2,440円	80円
プレートヒーター	3,580円	40円
高圧蒸煮缶	3,800円	250円
ヒートシーラー	2,380円	10円
真空フライヤー	3,820円	280円
ボイル槽1	2,520円	160円
ボイル槽2	2,520円	160円
スープケトル	2,460円	100円
真空包装機	2,390円	30円
バキュームミキサー	2,510円	140円
レトルト殺菌装置	2,680円	320円
缶詰巻締機	3,590円	50円
解凍機	2,450円	90円
遠心脱水機	2,410円	50円
採肉機	2,470円	100円
ミキサー	2,380円	20円

ガスレンジ	840円	840円
加工機高圧洗浄機	2,970円	610円
急速凍結装置	2,430円	60円
ニーダー	2,440円	80円
クロスピーターミル	2,400円	30円
テストミル	2,450円	90円
サンプルミル	2,380円	20円
チョッパー	2,380円	20円
めんスタッパー	2,380円	20円
試験用製めん機	3,660円	120円
結着式遠心機	2,380円	20円
ミートチョッパー	2,420円	60円
スタッパー	1,310円	130円
サイレントカッター	2,430円	70円
タンブラー	2,860円	500円
スモークマシーン	4,820円	100円
クリームセパレーター	2,370円	10円
バターチャーン	2,370円	10円
ホモジナイザー（ミルク用）	2,430円	70円
アイスクリームフリーザー	2,430円	70円
チーズバット	2,370円	-
その他の機器	30円以上7,820円以下の範囲内で知事の定める額	840円以下の範囲内で知事の定める額

2 研修室を使用する場合

名 称	1 時間ごとの使用料
研修室	2,150円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第12条関係）

1 試験を依頼する場合

区 分	手 数	料 料
一般生菌数	1件ごとに	9,300円
大腸菌群	同	9,300円
耐熱性菌数	同	10,500円

乳酸菌数	同	8,200円
真菌数（カビ、酵母）	同	9,400円
嫌気性菌数（GAM培地）	同	9,800円
大腸菌	同	8,200円
ブドウ球菌	同	8,200円
腸炎ビブリオ菌	同	8,500円
サルモネラ菌	同	8,500円
水分活性測定	同	4,800円
糖度測定	同	2,400円
pH測定	同	2,400円
粘度測定	同	8,600円
色測定	同	3,600円
比重測定	同	4,800円
屈折率測定	同	4,700円
異物検査	同	4,800円
普通物性測定	同	7,200円
その他の試験	1件ごとに2,400円以上10,500円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区 分	手 数	料 料
灰分分析	1件ごとに	3,900円
水分分析（絶乾法）	同	3,900円
たんぱく質分析	同	8,300円
脂質分析	同	8,700円
繊維分析	同	6,600円
食塩分析	同	7,300円
アルコール分析	同	7,400円
脂肪酸組成分析	同	40,700円
アミノ酸組成分析	同	56,300円
有機酸組成分析	同	34,300円
無機質分析	同	7,500円
添加物分析（簡易）	同	8,700円
添加物分析（複雑）	同	18,200円
水溶性ビタミン分析	同	12,900円
脂溶性ビタミン分析	同	18,200円
食物繊維分析	同	48,900円

普通分析	同	7,400円
アルギン酸分析（定量法）	同	7,200円
マンニット分析（ワグナー法）	同	7,100円
糖類分析	同	11,100円
無脂乳固形分析	同	8,300円
乳脂肪分分析	同	5,000円
その他の分析	1件ごとに3,900円以上56,300円以下の範囲内で知事の定める額	

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本 1通につき570円

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

使用承認申請書				
年 月 日				
北海道知事 様				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
申請者				
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） [㊞]				
電話番号（ ） -				
北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり施設（機器）の使用の承認を申請します。				
記				
1 使用目的				
2 使用する施設又は機器及び使用期間				
施設名又は機器名	使 用 期 間			
	年	月	日	時 分から
	年	月	日	時 分まで
	(時間 分)			
	年	月	日	時 分から
	年	月	日	時 分まで
	(時間 分)			

	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
3 使用責任者	
4 使用者数	人
5 備考	

注 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。 (日本工業規格 A4)

別記第2号様式 (第6条関係)

使 用 承 認 書	
様	年 月 日
	北海道知事 印
年 月 日付けで申請のありました北海道立地域食品加工技術センターの使用については、次のとおり承認します。	
記	
1 使用目的	
2 使用する施設又は機器及び使用期間	
施設名又は機器名	使 用 期 間
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)

	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (時間 分)
3 備考	

(日本工業規格 A4)

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立産業共進会場条例施行規則 (昭和47年北海道規則第82号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次のとおり」を「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改め、同項各号を削る。

第5条の見出し中「全部使用」を「全部利用」に改め、同条中「全部使用 (併せて屋外を使用する場合を含む。別表を除き、以下同じ。)」を「全部利用 (共進会場の個人利用及び

憩いの広場の利用（以下「一部利用」という。）の場合を除いた利用をいう。以下同じ。）に、「使用を」を「全部利用を」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改める。

第6条の見出し中「全部使用」を「全部利用」に改め、同条第1項中「全部使用」を「全部利用」に、「附する」を「付する」に改め、同条第2項中「全部使用」を「全部利用」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第7条の見出しを「（一部利用）」に改め、同条第1項中「一部を使用すること」を「一部利用」に改め、同条第2項中「一部使用」を「一部利用」に、「共進会場に備え付けの使用申込簿に必要事項を記載しなければ」を「あらかじめ、利用券の交付を受け、当該一部利用をする際に、これを提示しなければ」に改める。

第8条の見出し中「全部使用」を「全部利用」に改め、同条第1項中「全部使用の」を「全部利用の」に、「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用」を「全部利用」に、「変更承認申請書」を「利用変更承認申請書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同条第2項中「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用を取りやめ」を「全部利用の中止」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用取りやめ（期間短縮）申出書」を「利用中止（期間短縮）申出書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第9条中「使用」を「全部利用」に、「変更承認書」を「利用変更承認書」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用の取りやめ」を「全部利用の中止」に、「使用期間」を「利用期間」に、「当該使用」を「当該全部利用」に改め、同条第3項中「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に、「全部使用者」を「全部利用者」に、「一部使用の」を「一部利用の」に、「一部使用者」を「一部利用者」に改める。

第11条から第13条までを次のように改める。

（利用料金の額の承認）

第11条 条例第5条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第6号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第12条 条例第5条第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 全部利用者又は一部利用者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 第10条第1項第5号に該当し同項の規定により、又は同条第2項の規定により利用の承認の取消しがあった場合

（利用料金の減免の基準）

第13条 条例第5条第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者について、一部利用に係る利用料金を免除することができることとする。
 - ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第13条の2を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第1項中「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用した」を「利用した」に、「使用の」を「全部利用の」に、「使用を」を「全部利用を」に改め、同条第2項中「全部使用者」を「全部利用者」に改める。

第16条中「全部使用者」を「全部利用者」に改める。

第17条中「全部使用者又は一部使用者」を「全部利用者又は一部利用者」に、「使用に」を「利用に」に改める。

第18条中「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用に」を「全部利用に」に、「使用中」を「全部利用中」に、「使用の」を「全部利用の」に改める。

第19条中「一部使用者」を「一部利用者」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「北海道立産業共進会場使用申込書」を「利用申込書」に、「氏名

「氏名」を「法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」に、「使用の」を「北海道

立産業共進会場の利用の」に改め、「ので」の次に「、北海道立産業共進会場条例第4条の規定により、」を加え、「使用目的」を「利用目的」に、「催物」を「催物（会議）」に、「使用場所」を「利用場所」に、「使用予定期間」を「利用予定期間」に、「入場予定人数」を「入場（利用）予定人数」に、「使用予定施設」を「利用予定施設」に、「使用責任者」を「利用責任者」に改め、同様式の末尾欄外の注の事項を同注の2の事項とし、同注の1の事項として次の1事項を加える。

注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第2号様式中「北海道立産業共進会場使用承認書」を「利用承認書」に、「使用は」を「利用については、北海道立産業共進会場条例第4条の規定により」に、「使用目的」を「利用目的」に、「催物」を「催物（会議）」に、「使用場所」を「利用場所」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用施設」を「利用施設」に、「使用設備」を「利用設備」に改め、同様式中6の事項を削り、7の事項を6の事項とする。

別記第3号様式中「北海道立産業共進会場使用変更承認申請書」を「利用変更承認申請書」に改め、「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」

に、「氏名」を「法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」に、「使用

承認の」を「利用承認の」に、「の使用」を「の利用」に改め、「ついで」の次に「、北海道立産業共進会場条例施行規則第8条第1項の規定により」を加え、同様式の末尾欄外の注の事項中「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同事項を同注の2の事項とし、同注の1の事項として次の1事項を加える。

注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第4号様式中「北海道立産業共進会場使用取りやめ（期間短縮）申出書」を「利用中止（期間短縮）申出書」に改め、「平成」を削り、「北海道知事 様」

を「北海道知事 様」に、「氏名」を「法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名」

印

つては、」に、「使用の取りやめ」を「利用の中止」に改め、「ので」の次に「、北海道及び名称」

立産業共進会場条例施行規則第8条第2項の規定により、」を加え、「1 取りやめ」を「1 中止」に、「使用期間」を「利用期間」に改め、同様式の末尾欄外の注の事項中「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同事項を同注の2の事項とし、同注の1の事項として次の1事項を加える。

注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第5号様式中「北海道立産業共進会場使用変更承認書」を「利用変更承認書」に改め、「平成」を削り、「使用の変更は」を「利用の変更については、北海道立産業共進会場条例施行規則第9条の規定により」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第11条関係）

利用料金承認申請書		
		年 月 日
<p style="margin: 0;">北海道知事 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名</p>		
<p style="margin: 0;">北海道立産業共進会場の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立産業共進会場条例第5条第3項の規定により、申請します。</p>		
区 分	利用料金の額（円）	備 考

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた使用料に係る還付については、なお従前の例による。

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則（昭和39年北海道規則第127号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1(1)中「1,400円」を「1,790円」に改め、同表の1(2)中「7,600円」を「8,050円」に改め、同表の1(3)中「9,500円」を「9,960円」に改め、同表の1(4)中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の1(5)中「7,500円」を「7,630円」に改め、同表の1(6)中「7,580円」を「8,040円」に改め、同表の1(7)中「9,500円」を「9,870円」に改め、同表の1(8)中「7,700円」を「8,290円」に改め、同表の1(9)中「1,700円」を「2,240円」に改め、同表の1(10)中「7,700円」を「8,200円」に改め、同表の1(11)中「1,600円」を「2,100円」に改め、同表の1(12)中「7,500円」を「8,120円」に改め、同表の1(13)中「1,400円」を「1,810円」に改め、同表の1(14)中「6,800円」を「7,160円」に改め、同表の1(15)中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表の2中「1万660円」を「1万4,720円」に改め、同表の3中「1万1,100円」を「1万2,030円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用料又は手数料の別	種 目	金 額	徴収時期	摘 要
------------	-----	-----	------	-----

使 用 料	器具機械使用	450円	施設利用申請のとき	
	保冷保管庫使用	500円	施設を利用したとき	
手 数 料	病理解剖検査	3,350円	病性検定診断申請のとき	死体及び臓器を解剖し、肉眼的に病的変化の検査を行うことをいう。
	鏡検	740円		血液、牛乳、分泌物、排せつ物その他の被検材料について、生のまま又は処理を施して顕微鏡検査を行うことをいう。
	一般培養	990円		被検材料について、細菌、ウイルス、原虫等の一般的培養を通じて検査を行うことをいう。
	特殊培養	2,850円		被検材料について、嫌気性培養、組織培養等複雑な検査を行うことをいい、薬剤耐性検査を含む。動物試験を要するときは、別に1,000円を徴収する。
	一般血清反応検査	750円		血清、全血その他の被検材料について、診断液及びこれに類する製剤を用いて診断、試験及び検査を行うことをいう。
	特殊血清反応検査	2,880円		被検材料について、補体結合反応、中和試験、血球凝集抑制反応等複雑な診断、試験及び検査を行うことをいう。
	病理組織学的検査	1,640円		被検材料について、病理組織学的処理を施して顕微鏡検査を行うことをいう。
	一般理化学的検査	1,270円		血液、牛乳、分泌物、排せつ物、飼料その他の被検材料について、簡単な定性的理化学検査を行うことをい

			う。
特殊理化学的検査	2,720円		被検材料について、微量成分の検査及び定量的理化学的検査等複雑な検査を行うことをいう。
総合病性検定	6,150円		病性究明のため必要とする総合的な検査を行うことをいう。
特別診断	ア 家畜保健衛生所からの往復距離100キロメートル未満の場所において診断を行うとき 4,860円 イ 家畜保健衛生所からの往復距離100キロメートル以上の場所において診断を行うとき 9,730円		家畜保健衛生所以外の場所において、家畜について疫学的診断又は臨床検査を行うことをいう。
焼却	12,650円	焼却申請のとき	家畜保健衛生所における家畜伝染病予防法第5条第1項の検査に長期間を要し、腐敗が著しく、搬出が困難な家畜の死体の焼却を行うことをいう。

備考 1 器具機械使用に係る使用料の額は、病性検査のために使用する器具機械の1種目1日当たりの単価とする。
2 保冷保管庫使用に係る使用料の額は、1頭1回当たりの単価とする。
3 手数料の額は、それぞれ左欄の種目に応ずる被検材料1件当たりの単価とする。
4 家畜の被検材料は、大家畜にあつては1頭、中家畜にあつては3頭、小家畜にあつては5頭（羽）ごとを1件とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第56号
北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条見出し中「試験」を「試験等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 別記第2号様式の依頼書に返還を求める旨の記載があり、かつ、場長が返還を適当と認めたとき。
(2) 試験及び分析を受託しないこととしたとき。
第8条第2項中「鑑定及び設計」を「試験等」に改める。
本則に次の1条を加える。
(使用料及び手数料の還付)

第11条 既に納付された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 設備の使用を許可しないこととしたとき。
(2) 試験等を受託しないこととしたとき。
(3) その他場長が特別の理由があると認めたとき。
別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 使用料

番号	名 称	使 用 料
1	製材機械	
	(1) ツインバンドソー装置	1台1時間につき 2,730円
	(2) 傾斜型送材車附帯のご盤	同 3,050円
	(3) チップ製造装置	同 550円
2	合板製造機械	
	(1) ベニヤドライヤー	1台1時間につき 8,210円
	(2) ロータリーレース	同 5,850円

	(3) 合板用小型グルースプレッダー -	1台1時間200円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき80円）			
	(4) ベニヤスプレッダー	1台1時間320円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき200円）		イ AAC分析	のときは、その超える1時間につき410円） 一式1時間につき 200円
	(5) コールドプレス	1台1時間につき 520円		ウ ACQ分析	一式1時間660円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき620円）
	(6) 多段式大型ホットプレス	同 4,390円		エ タナリス分析	一式1時間890円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき850円）
3	木材加工機械			(6) 耐火試験炉	1台1時間につき 370円
	(1) 木工旋盤	1台1時間につき 110円		(7) 気密・水密試験装置	同 340円
	(2) 木工フライス盤	同 230円		(8) スクリュープレス	同 160円
	(3) 多軸式自動4面かんな盤	同 720円		(9) ロータリーエバポレーター	同 150円
	(4) 自動1面かんな盤	同 430円		(10) 小型加圧注入装置	同 350円
	(5) ワイドベルトサンダー	同 790円		(11) 有機物燃焼炉	1台1時間2,980円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき1,270円）
	(6) 低質材用幅はぎ装置	同 1,960円		(12) 分光光度計（UV）	1台1時間につき 190円
	(7) 帯のご盤	同 100円		(13) 遠心分離機	同 150円
	(8) 直角2面手押しかんな盤	同 130円		(14) 実験用連続炭化装置	同 240円
	(9) リップソー	同 400円		(15) 樹脂含浸装置	同 230円
	(10) テーブルバンドソー装置	同 470円		(16) 炭化装置	同 110円
	(11) ダブルエンドテノーナ	同 390円		(17) のこくず製造機	同 370円
	(12) ワイヤーホイールサンダー	同 50円		(18) 燃焼発熱性試験装置	1台1時間3,530円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき1,220円）
4	粉碎成型機械			(19) 繰り返し荷重試験機	1台1時間につき 490円
	(1) オートクレーブ	1台1時間につき 4,880円		(20) オートクレーブ（100cc）	同 120円
	(2) ボード成型機装置	同 740円		(21) オートクレーブ（3,000cc）	同 210円
	(3) ユニバーサルクラッシャー	同 440円		(22) 真空凍結乾燥機	同 100円
	(4) 固形燃料製造装置	同 230円		(23) その他の機械	1台1時間につき50円以上8,210円以下の範囲内で場長が定める額
	(5) グルースプレッダー（ボード用）	1台1時間200円（1時間を超える使用のときは、その超える1時間につき80円）			
	(6) パールマン型小型チップパー	1台1時間につき 570円			
	(7) シェーピングマシン	同 320円			
5	その他の機械				
	(1) 蒸煮注入装置	1台1時間につき 590円			
	(2) 加熱重合装置	同 460円			
	(3) スプレードライヤー	同 410円			
	(4) 摩耗試験機	同 60円			
	(5) 防腐剤分析機械				
	ア CCA分析	一式1時間620円（1時間を超える使用			

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

2 手数料

番号	名 称	手 数 料
1	試験 (1) 木材の材質試験	

ア	密度	1件につき	16,470円
イ	含水率	同	9,370円
ウ	平均年輪幅	同	12,320円
エ	収縮率（密度、含水率及び平均年輪幅を含む。）	同	30,660円
オ	吸水量（同）	同	33,670円
カ	吸湿量（同）	同	119,010円
キ	摩耗量	同	27,430円
(2) 木材の強度試験			
ア	縦圧縮	1件につき	30,290円
イ	横圧縮	同	37,860円
ウ	部分圧縮（めり込み）	同	30,300円
エ	縦引張	同	47,300円
オ	横引張	同	47,300円
カ	曲げ	同	30,300円
キ	せん断	同	34,660円
ク	割裂	同	23,490円
ケ	衝撃曲げ	同	22,120円
コ	硬さ	同	37,800円
(3) 合板の品質試験			
ア	1類煮沸繰り返し	1件につき	23,040円
イ	1類浸せきはく離	同	22,880円
ウ	2類温冷水浸せき	同	22,190円
エ	2類浸せきはく離	同	21,990円
オ	平面引張	同	27,440円
カ	含水率	同	10,410円
キ	寒熱繰り返し	同	27,360円
ク	湿熱	同	21,770円
ケ	摩耗	同	27,930円
コ	耐水	同	50,250円
サ	引っかき硬度	同	26,500円
シ	汚染	同	26,500円
ス	耐アルカリ	同	26,500円
セ	耐酸	同	26,500円
ソ	耐シンナー	同	26,500円
タ	ホルムアルデヒド放散量（デンケータ法）	同	19,620円
チ	構造用合板面内せん断	同	32,610円
ツ	構造用合板曲げ	同	46,790円

(4) 接着剤の性能試験			
ア	粘度	1件につき	21,780円
イ	不揮発分	同	21,830円
ウ	保存性	同	23,960円
エ	水素イオン濃度	同	10,190円
オ	接着力	同	41,640円
(5) 木質材料の防腐性能試験			
ア	菌の分離培養	1件につき	31,600円
イ	薬剤の加圧処理	同	25,960円
ウ	木質材料の耐朽性	同	155,390円
エ	防腐効力	同	183,650円
オ	防殺菌効果	同	72,610円
カ	腐朽菌成長抑制	同	51,930円
(6) 木質材料の耐候性能試験			
ア	普通耐候	1件1年分につき	188,640円
イ	特殊耐候	同	282,400円
ウ	促進耐候	1件につき	175,040円
(7) 集成材の接着性能試験			
ア	ブロックせん断	1件につき	42,130円
イ	浸せきはく離	同	41,580円
ウ	煮沸はく離	同	41,960円
エ	曲げ	同	37,390円
(8) 木質材料の防火試験			
ア	表面難燃性	1件につき	49,250円
イ	着火発火性	同	40,490円
ウ	耐火性	同	53,460円
エ	燃焼発熱性	同	49,980円
(9) チップの品質試験			
ア	水分	1件につき	10,390円
イ	形状	同	12,320円
ウ	比重（水分を含む。）	同	17,480円
(10) ボード類の品質試験			
ア	比重（含水率を含む。）	1件につき	12,750円
イ	含水率	同	12,750円
ウ	曲げ強さ	同	20,140円
エ	曲げヤング係数	同	22,500円
オ	引張強さ（板面に平行）	同	22,500円
カ	引張ヤング係数（同）	同	24,860円

キ	圧縮強さ（板面に垂直）	同	20,140円
ク	圧縮ヤング係数（同）	同	22,500円
ケ	硬さ	同	25,590円
コ	はく離抵抗	同	23,030円
サ	木ねじ保持力	同	22,500円
シ	くぎ保持力	同	22,500円
ス	吸湿率	同	31,240円
セ	吸湿厚さ膨張率	同	31,230円
ソ	吸湿長さ膨張率	同	31,230円
タ	吸水率	同	21,000円
チ	吸水厚さ膨張率	同	20,990円
ツ	吸水長さ膨張率	同	20,990円
テ	反り	同	19,930円
ト	湿潤曲げ	同	29,830円
ナ	耐凍結融解性	1件1サイクルにつき 1サイクル増すごとに	39,740円 5,250円
(11) 断熱型サッシの性能試験			
ア	耐風圧性	1件につき	136,810円
イ	気密性	同	106,840円
ウ	水密性	同	107,790円
エ	断熱性	同	242,660円
オ	防露性	同	282,250円
カ	耐風圧・気密性	同	182,020円
キ	耐風圧・水密性	同	182,780円
ク	耐風圧・気密・水密性	同	227,990円
ケ	気密・水密性	同	152,100円
コ	断熱・防露性	同	441,450円
(12) その他の試験			
ア	床暖房用フローリングの性能	1件につき	80,430円
イ	面内せん断	同	101,460円
ウ	木炭等の細孔分布測定	同	31,540円
エ	キャストによる摩耗	1件2,000往復につき 1,000往復増すごとに	29,550円 7,430円
オ	枠組壁面内せん断	1件につき	200,740円
カ	フローリングの吸湿	同	95,770円
キ	その他の試験	1件につき9,370円以上441,450円以下の 範囲内で場長が定める額	

2	分析又は鑑定		
	(1) 定性分析		
	ア 無機物の分析	1件1成分につき 1成分増すごとに	13,070円 4,720円
	イ 有機物の分析	1件1成分につき 1成分増すごとに	15,430円 4,720円
	(2) 定量分析		
	ア 無機物の分析	1件1成分につき 1成分増すごとに	25,660円 9,450円
	イ 有機物の分析	1件1成分につき 1成分増すごとに	29,140円 9,450円
	(3) 木炭又は加工炭に関する分析	1件につき	42,580円
	(4) 酢液の分析	1件につき	26,920円
	(5) 木材の鑑定	1件につき	17,490円

別記第1号様式中 「 年 月 日から 日間
年 月 日まで 」

を 「 年 月 日 時 分から 時間
年 月 日 時 分まで 」 に改める。

別記第4号様式中 「 年 月 日から 日間
年 月 日まで 」

を 「 年 月 日 時 分から 時間
年 月 日 時 分まで 」 に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立林産試験場の設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされている試験、分析及び鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則（昭和39年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「9,450円」を「9,610円」に、「14,200円」を「14,050円」に、「15,200円」を「15,490円」に、「14,700円」を「14,600円」に、「32,400円」を「32,680円」に改め、同表2の項中「4,380円」を「4,480円」に、「7,600円」を「7,730円」に、「9,500円」を「9,240円」に、「6,050円」を「6,150円」に、「7,950円」を「7,660円」に改め、同表3の項中「4,380円以上32,400円」を「4,480円以上34,620円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第58号

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「又は森林学習センター」を「、森林学習センター」に改め、「限る。）」の次に「又はパークゴルフ場」を加え、「使用の」を「利用の」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第2項中「又は森林学習センター」を「、森林学習センター」に、「個人使用」を「個人利用」に改め、「限る。）」の次に「又はパークゴルフ場」を加え、「使用の承認」を「利用の承認」に、「使用申込簿」を「利用申込簿」に、「その使用」を「その利用」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用の承認」を「利用の承認」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改め、「シャワー室又は森林学習センター（体育館の個人使用の場合に限る。）」を削り、「使用の申込み」を「利用の申込み」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第5条から第9条までを次のように改める。

（利用料金の額の承認）

第5条 条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額

について知事の承認を受けようとするときは、別記第3号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第6条 条例第4条第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 利用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 第4条第4号の事由に該当し、同条の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第7条 条例第4条第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者の利用（ア及びイに規定する者にあつては、工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の利用に限る。）については、利用料金を免除することができることとする。

ア 小学校の児童又は中学校の生徒の引率者である教職員

イ 学校教育又は社会教育に係る学習で利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

キ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ク 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

ケ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

コ 65歳以上の者

サ その他知事がアからコまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第8条及び第9条 削除

第10条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

第14条第1項中「使用の」を「利用の」に、「その使用」を「その利用」に、「使用し

た」を「利用した」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別記第1号様式中「使用申込書」を「利用申込書」に、「使用の」を「利用の」に、「申し込みます」を「北海道立道民の森条例第3条第1項の規定により、申し込みます」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用施設」を「利用施設」に、「使用日時」を「利用日時」に、「使用予定人員」を「利用予定人員」に、「使用責任者」を「利用責任者」に改める。

別記第2号様式中「使用承認書」を「利用承認書」に、「の使用」を「の利用」に改め、「ついでに、」の次に「北海道立道民の森条例第3条第1項の規定により、」を加え、「使用目的」を「利用目的」に、「使用施設」を「利用施設」に、「使用日時」を「利用日時」に、「使用予定人員」を「利用予定人員」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第5条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
管理受託者の名称
代表者の氏名



利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立道民の森条例第4条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立水産孵化場依頼試験、分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道立水産孵化場依頼試験、分析等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立水産孵化場依頼試験、分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則（昭和57年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「8,800円」を「9,900円」に改め、同項第2号中「1万8,700円」を「2万400円」に改め、同項第3号中「3万5,700円」を「3万6,200円」に改める。

第12条第1項第1号中「1日につき4,400円」を「1時間（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。以下同じ。）につき700円」に改め、同項第2号中「1日につき4,100円」を「1時間につき650円」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第4号様式中「設備使用許可申請書」を「設備使用許可申請書」に、平成 年 月 日、使用の期間 平成 年 月 日

月 日から平成 年 月 日まで」を「使用の期間」 年 年

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 時間」に改める。

別記第5号様式中「設備使用許可書」平成 年 月 日」を「設備使用許可書」 年 月 日」に、「使用の期間」平成 年 年

月 日から平成 年 月 日まで」を「使用の期間」 年 年

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 時間」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に申込みがされている試験又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 施行日前に使用の許可の申請がされている施行日以後の北海道立水産試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「第4条」を「第6条」に改める。

第3条中第12号を第13号とし、同条第11号中「第1号の3、第6号及び第7号」を「第3号、第7号及び第8号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、同条第9号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条中第3号を削り、第2号を第4号とし、第1号の3を第3号とし、第1号の2を第2号とする。

第6条第2項中「条例第6条第2項ただし書又は」及び「又は支庁長」を削る。

第13条第1項第5号中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に改め、「海技免状」の次に「又は同法第23条の5に規定する小型船舶操縦免許証」を加える。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別記第1号様式の2中「停けい泊禁止区域への停けい泊等許可申請書」を「陸揚輸送等の指定区域への停留許可申請書」に、「北海道知事」を「北海道知事」に、「停けい泊禁止区域に停けい泊したい」を「陸揚輸送等の指定区域に留まりたい」に、「第6条第2項」を「第10条第3項」を「第10条第3項」に、「停けい泊等の位置」を「位置」に、「停けい泊等の船舶の種類」を「船舶の種類」に、「停けい泊等の期間」を「期間」に、「停けい泊等の理由」を「理由」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第13条の改正規定は公布の日から、第17条の改正規定は同年4月1日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第62号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「100円」を「105円」に、「60円」を「63円」に、

50円」を「52円50銭」に、

70円 を 73円50銭 に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第3条中「図面」を「図書」に改め、「知事」の次に「（旭川市及び函館市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2号アに次のように加える。

（ウ）水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

第4条第2号イ中「又は地下にあるもの」を削り、同条第9号を同条第11号とし、同条第8号イ中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第10号とする。

オ 幅員が2メートル以下の用排水施設又は幅員が2メートル以下の農道若しくは林道の設置

第4条第7号イ及びエ中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第9号とする。

オ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートル以下であるもの

第4条第6号中「第3号」を「第4号」に、「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積で、高さが1.5メートル以下であるもの

第4条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「埋立」を「埋立て」に改め、同号を同条

第5号とし、同条第3号中「土地の形質の変更」を「宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

第4条に次の1号を加える。

（12）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第一種電気通信事業、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）による有線ラジオ放送業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送業務（再送信業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

第5条（見出しを含む。）中「公団等」を「公共的団体」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）独立行政法人都市再生機構

第5条第5号を次のように改める。

（5）独立行政法人労働者健康福祉機構

第5条第8号を次のように改める。

（8）独立行政法人環境再生保全機構

第6条中「、第3条」を「、第3条前段」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「掲げるもの」の次に「（第4条各号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第24号中「（昭和59年法律第86号）」を削り、同条第25号中「（昭和32年法律第152号）」を削り、同条第31号中「埋蔵文化財又は」を「埋蔵文化財、」に改め、「史跡名勝天然記念物」の次に「又は同法83条の3第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群」を加える。

第8条第1項ただし書を削る。

第9条中「停止」を「休止」に改める。

別表中「図面」を「図書」に改め、同表建築物の建築その他工作物の建設の項中「道路その他の」を「道路、」に改め、「行為許可変更の場合にあっては、変更前と変更後とを対比で

きるようにすること。」を削り、

立面図 2面（正面、側面）以上	縮尺（50分の1から200分の1までの主要部分の材料の種類及び仕上方法
--------------------	-------------------------------------

範囲内)	を	立面図 2面(正面、側面)以上	縮尺(50分の1から200分の1までの範囲内)、 主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩	に	
		現況写真	行為地及びその周辺の状況		
改め、同項の次に次のように加える。					
建築物その他の 工作物の色 彩の変更	付近見取図	縮尺(2,500分の1から10,000分の1までの範囲内)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)			
	配置図	縮尺(50分の1から500分の1までの範囲内)、方位、地番、敷地の境界線、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員			
	立面図 2面(正面、側面)以上	縮尺(50分の1から200分の1までの範囲内)、 色彩変更の位置、材料の種類、仕上方法及び色彩			
	現況写真	行為地及びその周辺の状況			
別表土地の形質の変更、水面の埋立若しくは干拓又は土石の類の採取の項中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に、「埋立」を「埋立て」に改め、「行為許可変更の場合にあっては、変更前と変更後とを対比できるようにすること。」を削り、					
		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺 現況と。		
(200分の1以上) 及び行為後を対比できるようにするこ		縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺(200分の1以上) 現況及び行為後を対比でと。	を	
		植栽計画図 (宅地の造成等の場合に限る。)	縮尺(500分の1以上)、 種及び樹高		
		現況写真	行為地及びその周辺の状		

きるようにするこ		に改め、同表木竹の伐採の項中「樹木」を「木竹」に、		縦横断 (現況及び	
木竹等の位置、樹					
況					
		縮尺(200分の1以上) 土石類採取の場合に限るものとし、現況及び 行為後を対比できるようにすること。	を	縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺(200 土石類採 行為後を
		現況写真		現況写真	行為地及
分の1以上) 取の場合に限るものとし、現況及び 対比できるようにすること。		に改め、同項の次に次のように加える。			
びその周辺の状況					
屋外における 土石、廃棄物 又は再生資源 の堆積	付近見取図	縮尺(2,500分の1から10,000分の1までの範囲内)、方位、施行箇所、道路、交通機関及び目標となる土地建物等(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)			
	平面図 (現況及び計画)	縮尺(300分の1から1,000分の1までの範囲内)、方位、現況地形、行為地の境界線、断面図の位置及び堆積位置			
	縦横断面図 (現況及び計画)	縮尺(200分の1以上)、堆積物の種類、堆積方法及び高さ 現況及び行為後を対比できるようにすること。			
	現況写真	行為地及びその周辺の状況			
別表に備考として次のように加える。 備考 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前と変更後とを対比できるようにすること。					

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

風致地区内行為許可（変更）申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏 名 印

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

風致地区内建築等規制条例第2条の規定により風致地区内における行為の許可を受けたいので次のとおり申請します。

1	行為の種類及び目的	
2	行為の内容	別添施行明細書及び図面記載のとおり
3	行為地	
	所在地	
	地目	
	風致地区名称	
4	用途地域	
	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
5	指令番号及び変更の理由 （変更の場合のみ記載）	
6	施行に伴う他法令の許認可 事項及び許認可年月日	年 月 日
7	備考	

注 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

別記第2号様式（第3条関係）

その1

建築物の建築施行明細書

1	工事の種類別	新築 増築 改築 移転		
2	工種の種類別	地上 地下 仮設		
3	敷地面積	m ²		
		申請部分	既存部分	合計
4	建築面積	m ²	m ²	m ²
5	建ぺい率	%		
6	用途			
7	構造			
8	地盤面からの 最高の高さ	m	m	
9	建築物からの 敷地境界 線までの 最短距離	道路境界線	m	m
		隣地境界線	m	m
10	材料の種類、仕上 方法及び色彩	屋根	屋根	
		外壁	外壁	
11	敷地内の木竹の伐採 の有無及び処理方法			

注1 「工事の種類別」及び「工種の種類別」欄は、該当する事項を で囲むこと。
2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その2

工作物の建設施行明細書

1	工事の種類別	新築 増築 改築 移転		
2	工種の種類別	地上 地下 仮設		
3	敷地面積	m ²		
4	用途			
5	構造			

	申請部分	既存建築物 及び工作物	合計
5 築造面積	m ²	m ²	m ²
6 地盤面からの最高の高さ	m	m	m
7 外部の材料の種類、 仕上方法及び色彩			
8 敷地内の木竹の伐採 の有無及び処理方法			

注1 「工事の種類」及び「工種の種類」欄は、該当する事項を で囲むこと。
 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その3

宅地の造成等施行明細書

1 行為の種類						
2 敷地面積	m ²					
3 周辺の現況						
4 行為面積	m ²					
5 移動土量	切土	m ³		盛土	m ³	
6 生ずるのりの最大の高さ	切土部	m		盛土部	m	
7 植栽計画	緑地面積	m ²				
	緑地率	%				
	内 訳	高 木	中 木	低 木	その他	
		本	本	本		
8 敷地内の木竹の伐採 の有無及び処理方法						
9 施行跡地の処理方法						

注 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その4

水面の埋立て又は干拓施行明細書

1 水面の種類	池 沼 河川 湖 海
2 水面の面積	m ²
3 周辺の現況	
4 埋立て又は干拓の面積	m ²
5 施工方法	
6 施行跡地の処理方法	

注1 「水面の種類」欄は、該当する事項を で囲むこと。
 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その5

木竹の伐採施行明細書

(森林地内の場合)

1 伐採地の現況	
2 伐採面積	m ²
3 周辺の現況	
4 伐採の方法	皆伐 択伐
5 伐採量	本
6 伐採地の木竹所有者の 住所、氏名及び電話番号	
7 施行跡地の処理方法	

注1 「伐採の方法」欄は、該当する事項を で囲むこと。
 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その6

木竹の伐採施行明細書

(森林地外の場合)

1 伐採地の現況	
2 周辺の現況	

3	伐採する木竹の樹高及び本数	m	本
4	伐採する木竹所有者の住所、氏名及び電話番号		
5	施行跡地の処理方法		

注 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その7

土石の類の採取施行明細書

1	採取区域の面積		m ²
2	周辺の現況		
3	採取土石の種類及び採取量		m ³
4	採取の方法	横坑堀 縦坑堀 斜坑堀 その他（ ）	
5	敷地内の木竹の伐採の有無及び処理方法		
6	施行跡地の処理方法		

注1 「採取の方法」欄は、該当する項目を で囲むこと。
 2 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その8

建築物その他の工作物の色彩の変更施行明細書

	建築物	工作物
1	色彩の変更部分	
2	色彩の変更面積	m ²
3	現在の色彩	
4	変更後の色彩	
5	色彩の変更の材料の種類及び仕上方法	

注 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

その9

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}施行明細書

1	堆積物の種類 ^{たい}	
2	敷地面積	m ²
3	周辺の現況	
4	行為面積	m ²
5	堆積時の最大高さ ^{たい}	m
6	跡地の処理方法	

注 許可を受けた行為の内容を変更しようとするときは、変更前の内容を記載するとともに、変更後の内容を赤字で記載すること。

別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

別記4号様式（第9条関係）

風致地区内行為完了（休止・廃止）届

年 月 日

様

申請者 住所
 氏名 印
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日 指令第 号で許可を受けた行為について、
 年 月 日完了（休止・廃止）したので次のとおり届け出ます。

1	許可行為の種類	
2	行為地の所在	
3	休止又は廃止した場合はその理由	
4	休止の場合はその予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

5	備	考
---	---	---

注 完了の場合にあっては、完了時の写真を添付すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則の一部改正)

第1条 北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則(昭和50年北海道規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「全部使用」を「全部利用」に改める。

第5条の前の見出しを「(全部利用)」に改め、同条中「全部使用」を「全部利用」に、「当該使用」を「当該利用」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改める。

第6条第1項中「全部使用」を「全部利用」に、「附する」を「付する」に改め、同条第2項中「全部使用」を「全部利用」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第7条の前の見出し及び同条中「一部使用」を「一部利用」に改める。

第8条中「一部使用」を「一部利用」に、「使用料と引換えに使用券」を「あらかじめ、利用券」に、「受けなければ」を「受け、一部利用又は観覧をする際に、これを提示しなければ」に改める。

第9条の見出し中「全部使用」を「全部利用」に改め、同条第1項中「全部使用の」を「全部利用の」に、「全部使用者」を「全部利用者」に、「当該使用」を「当該利用」に、「使用期間」を「利用期間」に、「変更承認申請書」を「利用変更承認申請書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同条第2項中「全部使用」を「全部利用」に改める。

第10条の見出しを「(全部利用の中止等)」に改め、同条中「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用の取りやめ」を「利用の中止」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用取りやめ(期間短縮)申出書」を「利用中止(期間短縮)申出書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「全部使用者」を「全部利用者」に、「一部使用」を「一部利用」に、「「使用者」を「「利用者」に、「当該使

用」を「当該利用」に、「その使用」を「その利用」に改め、同項第1号及び第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「使用取りやめ(期間短縮)申出書」を「利用中止(期間短縮)申出書」に、「当該使用」を「当該利用」に改め、同条第4項中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

(利用料金の額の承認)

第12条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第6号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第13条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用又は観覧が不可能になった場合
- (2) 第11条第2項又は第3項の規定により利用又は観覧の承認を取り消した場合
(利用料金の減免の基準)

第14条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。
 - ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
 - コ 一般公開日に競技場を利用し、又は観覧する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減

免することができることとする。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項中「全部使用者」を「全部利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用の」を「利用の」に、「その使用」を「その利用」に改め、同条第2項及び第3項中「全部使用者」を「全部利用者」に改める。

第17条中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に改める。

第18条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用方法等」を「利用方法等」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場使用申込書」を「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場利用申込書」に改め、「平成」を削り、「氏名

「氏名[㊦]

」を[㊦]（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」

に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用予定期間」を「利用予定期間」に、「使用予定施設」を「利用予定施設」に、「使用責任者」を「利用責任者」に改める。

別記第2号様式中「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場使用承認書」を「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場利用承認書」に改め、「平成」を削り、「の使用」を「の利用」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用施設」を「利用施設」に、「使用設備」を「利用設備」に改め、同様式中5の事項を削り、6の事項を5の事項とする。

別記第3号様式中「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場使用変更申請書」を「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場利用変更申請書」に改め、「平成」を削り、「氏

名[㊦]

」を[㊦]（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」

に、「の使

用」を「の利用」に改め、同様式の末尾欄外の注の2の事項中「使用承認書」を「利用承認書」に改める。
別記第4号様式中「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場使用変更承認書」を「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場利用変更承認書」に改め、「平成」を削り、「の使用」を「の利用」に改める。

別記第5号様式中「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場使用取りやめ（期間短縮）申出書」を「北海道立真駒内公園（屋内・屋外）競技場利用取りやめ（期間短縮）申出書」に改め、「平成」を削り、「氏名

「氏名[㊦]

」を[㊦]（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」

に、「使用の取りやめ」を「利用の中止」に、「1 取りやめ」を「1 中止」に、「使用期間」を「利用期間」に改め、同様式の末尾欄外の注の2の事項中「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第12条関係）

利用料金承認申請書			
		年 月 日	
北海道知事 様		主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名 [㊦]	
北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。			
区 分	利用料金の額(円)	備 考	

（日本工業規格 A 4）

（北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則の一部改正）

第2条 北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則（昭和60年北海道規則第47号）の一

部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「の使用」を「の利用」に改め、同項の表中「使用の期間」を「利用の期間」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用に」を「利用に」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「の使用の」を「の利用の」に、「全部使用」を「全部利用」に、「当該使用」を「当該利用」に、「使用申請書」を「利用申請書」に改め、同条第2項中「よる使用」を「よる利用」に、「全部使用」を「全部利用」に、「使用当日」を「利用当日」に、「の使用」を「の利用」に、「個人使用」を「個人利用」に、「当該使用」を「当該利用」に、「使用料と引換えに使用券」を「あらかじめ、利用券」に、「受けなければ」を「受け、当該利用をする際に、これを提示しなければ」に改め、同条第3項中「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用承認書」を「利用承認書」に、「特定使用者」を「特定利用者」に、「当該使用」を「当該利用」に改め、同条第2項中「特定使用者」を「特定利用者」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出しを「（利用の中止）」に改め、同条中「特定使用者」を「特定利用者」に、「使用を取りやめよう」を「利用を中止しよう」に、「使用取りやめ申出書」を「利用中止申出書」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

（利用料金の額の承認）

第8条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第6号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第9条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 第6条の規定により利用を中止した場合又は第7条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第10条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第10条の2及び第11条を削る。

第12条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

別表を削る。

別記第1号様式その1中「北海道立野幌総合運動公園運動施設使用申請書」を「北海道立野幌総合運動公園運動施設利用申請書」に、「使用の」を「利用の」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用者数」を「利用者数」に、「使用期間」を「利用期間」に、「責

用を「利用に改め、同様式その2中「北海道立野幌総合運動公園合宿所使用申請書」を「北海道立野幌総合運動公園合宿所利用申請書」に、「北海道知事様」を「北海道知事様」に、「使用の」を「利用の」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用者数」を「利用者数」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用運動施設」を「利用運動施設」

「使用」を「利用」に改める。
「責任者」を「責任者」

別記第2号様式その1中「北海道立野幌総合運動公園運動施設使用承認書」を「北海道

立野幌総合運動公園運動施設利用承認書に、「の使用」を「の利用」に、

承認番号

年 月 日 第 号 使用料 円

承認番

号 年 月 日 第 号 に、「使用

目的」を「利用目的」に、「使用者数」を「利用者数」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用責任者」を「利用責任者」に改め、同様式その2中「北海道立野幌総合運動公園合宿所使用承認書」を「北海道立野幌総合運動公園合宿所利用承認書」に、「の使用」を「の

利用」に、承認番号 年 月 日 第 号 使用料

円 を 承認番号 年 月 日 第 号

に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用者数」を「利用者数」に、「使

用期間」を「利用期間」に、「使用運動施設」を「利用運動施設」に、「使用責任者」を「利用責任者」に改める。

別記第3号様式中「北海道立野幌総合運動公園運動施設等使用変更申請書」を「北海道立野幌総合運動公園運動施設等利用変更申請書」に、「の使用」を「の利用」に改める。

別記第4号様式中「北海道立野幌総合運動公園運動施設等使用変更承認書」を「北海道立野幌総合運動公園運動施設等利用変更承認書」に、「の使用」を「の利用」に改める。

別記第5号様式中「北海道立野幌総合運動公園運動施設等使用取りやめ申出書」を「北海道立野幌総合運動公園運動施設等利用中止申出書」に、「使用を取りやめたい」を「利用を中止したい」に、「取りやめの」を「中止の」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第8条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
管理受託者の名称
代表者の氏名



北海道立野幌総合運動公園運動施設等の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

(北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則の一部改正)
第3条 北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則（平成元年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

- 第2条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。
- 第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「の使用」を「の利用」に、「について」を「を受けようとする者」に、「使用券」を「あらかじめ、利用券」に、「もって使用の承認とする」を「受け、当該利用をする際に、これを提示しなければならない」に改める。
- 第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。
- 第5条から第7条までを次のように改める。
(利用料金の額の承認)
- 第5条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を

知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第6条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 第4条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。
 - ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「現状」を「原状」に改め、同条を第8条とする。別表を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

利用料金承認申請書
年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
管理受託者の名称
代表者の氏名



北海道子どもの国大型遊戯施設の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

(北海道立オホーツク公園オートキャンプ場管理規則の一部改正)

第4条 北海道立オホーツク公園オートキャンプ場管理規則(平成6年北海道規則第70号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等管理規則

第1条中「の管理」を「及びパークゴルフ場(以下これらを「オートキャンプ場等」という。)の管理」に改める。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「オートキャンプ場の使用」を「オートキャンプ場等の利用」に、「使用」を「利用」に改め、同項の表中

「使用の時間」を「利用の時間」に、	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">洗</td><td style="width: 50%;">濯</td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> </table>	洗	濯	乾	燥										
洗	濯														
乾	燥														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">機</td><td style="width: 50%;">午前8時から午後9時まで</td></tr> <tr><td>機</td><td> </td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">を</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">洗</td><td style="width: 50%;">濯</td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> <tr><td>パ</td><td>ー</td></tr> <tr><td>ク</td><td>ゴ</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">機</td><td style="width: 50%;">午前8時から午後9時まで</td></tr> <tr><td>機</td><td> </td></tr> </table>	機	午前8時から午後9時まで	機		を	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">洗</td><td style="width: 50%;">濯</td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> <tr><td>パ</td><td>ー</td></tr> <tr><td>ク</td><td>ゴ</td></tr> </table>	洗	濯	乾	燥	パ	ー	ク	ゴ
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">機</td><td style="width: 50%;">午前8時から午後9時まで</td></tr> <tr><td>機</td><td> </td></tr> </table>	機	午前8時から午後9時まで	機		を	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">洗</td><td style="width: 50%;">濯</td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> <tr><td>パ</td><td>ー</td></tr> <tr><td>ク</td><td>ゴ</td></tr> </table>	洗	濯	乾	燥	パ	ー	ク	ゴ	
機	午前8時から午後9時まで														
機															
洗	濯														
乾	燥														
パ	ー														
ク	ゴ														

機	午前8時から午後9時まで
機	
ル	午前6時から午後6時まで
フ	
場	

に改め、同条第2項中「使

用」を「利用」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第2項中「かかわらず、」の次に「オートキャンプ場の」を加え、「使用の」を「利用の」に、「使用申込簿」を「利用申込簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場の利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、利用券の交付を受け、当該利用をする際に、これを提示しなければならない。

第4条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「オートキャンプ場」を「オートキャンプ場等」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（利用料金の額の承認）

第6条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第3号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第7条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 第5条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第8条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第5の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。）を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事があらかじめ掲げる者に準ずる者と認めるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「オートキャンプ場」を「オートキャンプ場等」に、「使用する」を「利用する」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

北海道立オホーツク公園オートキャンプ場利用申込書

北海道知事 様

太枠内を記入してください。

年 月 日

申 込 者	住 所 (〒 -)
	氏 名
	電話番号

次のとおり利用の承認を受けたいので申し込みます。

利用目的	観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで 泊 日		
利用施設、利用人数等					
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)			合 計
		幼 児	小 学 生	中 学 生	
キャンピングカーサイト	サイト				

プライベートサイト	サイト				
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト			
	宿泊キャンプ	サイト			
ロッジ	4人用	棟			
	6人用	棟			
利用責任者	住所	① 申込者と同じ ② (〒 -)			
	氏名	① 申込者と同じ ②	電話番号		
備考					

(日本工業規格A4)

別記第2号様式 (第4条関係)

北海道立オホーツク公園オートキャンプ場利用承認書

次のとおり利用を承認します。

		年 月 日	
北海道知事 印		住所 (〒 -)	
		氏名	
		電話番号	
利用目的 観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで 泊 日	承認番号
利用施設、利用人数等			
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)	
		幼 児	小 学 生 中 学 生 高 校 生 以 上 合 計
キャンピングカーサイト	サイト		
プライベートサイト	サイト		
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト	
	宿泊キャンプ	サイト	
ロッジ	4人用	棟	
	6人用	棟	
利用責任者	住所	① 申込者と同じ ② (〒 -)	
	氏名	① 申込者と同じ ②	電話番号
備考			承認の 条件

平成16年3月31日(水曜日)

北 海 道 公 報

号外第8号 67

(日本工業規格A4)

別記第3号様式 (第6条関係)

利用料金承認申請書		
		年 月 日
北海道知事 様		主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名 印
北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。		
区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

(北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場管理規則の一部改正)

第5条 北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場管理規則(平成10年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等管理規則

第1条中「の管理」を「及びパークゴルフ場(以下これらを「オートキャンプ場等」という。)の管理」に改める。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「オートキャンプ場の使用」を「オートキャンプ場等の利用」に、「5月1日」を「4月29日」に、「使用」を「利用」に改め、同項の表中「使用の時間」を「利用の時間」に、

洗	濯	機	午前8時から午後9時まで
---	---	---	--------------

乾	燥	機	
を	洗	濯	機
	乾	燥	機
	パ	ー	ク
			ル
			フ
			場

午前8時から午後9時ま
午前6時から午後6時ま

で
で
に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改め、同条第2項中「かかわらず、」の次に「オートキャンプ場の」を加え、「使用の」を「利用の」に、「使用申込簿」を「利用申込簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場の利用の承認を受けようとする者は、あらかじめ、利用券の交付を受け、当該利用をする際に、これを提示しなければならない。

第4条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「オートキャンプ場」を「オートキャンプ場等」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

（利用料金の額の承認）

第6条 条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第3号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第7条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 第5条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第8条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第5の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。）を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「オートキャンプ場」を「オートキャンプ場等」に、「使用する」を「利用する」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場利用申込書

北海道知事 様

太枠内を記入してください。

年 月 日

申 込 者	住 所 (〒 -)
	氏 名
	電話番号

次のとおり利用の承認を受けたいので申し込みます。

利用目的 観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで 泊 日				
利用施設、利用人数等						
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)				
		幼 児	小 学 生	中 学 生	高校生以上	合 計
キャンピングカーサイト	サイト					
プライベートサイト	サイト					
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト				
	宿泊キャンプ	サイト				
ロ ッ ジ	4～6人用	棟				
	6～8人用	棟				
利 用 責 任 者	住 所	① 申込者に同じ ② (〒 -)				
	氏 名	① 申込者に同じ ②			電話番号	
備 考						

(日本工業規格A4)

別記第2号様式 (第4条関係)

北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場利用承認書

次のとおり利用を承認します。

		年 月 日			
申 込 者	住 所 (〒 -)				
	氏 名				
	電話番号				
北海道知事 印					
利用目的 観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで 泊 日	承認番号		
利用施設、利用人数等					
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)			
		幼 児	小 学 生	中 学 生	高校生以上
キャンピングカーサイト	サイト				
プライベートサイト	サイト				
フリーテントサイト	デイキャンプ	サイト			
	宿泊キャンプ	サイト			

平成16年3月31日(水曜日)

北 海 道 公 報

号外第8号 69

ロ ッ ジ	4～6人用	棟				
	6～8人用	棟				
利 用 責 任 者	住 所	① 申込者に同じ ② (〒 -)				
	氏 名	① 申込者に同じ ②			電話番号	
備 考					承認の 条件	

(日本工業規格A4)

別記第3号様式 (第6条関係)

利用料金承認申請書		
年 月 日		
北海道知事 様		
主たる事務所の所在地 管理受託者の名称 代表者の氏名 印		
北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立都市公園条例第12条の2第3項の規定により、申請します。		
区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

(北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則の一部改正)

第6条 北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則(平成15年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「の使用」を「の利用」に、「使用」を「利用」に改め、同項の表中「使用の時間」を「利用の時間」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用申込書」を「利用申込書」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条中「使用者」を「利用者」に、「使用承認書」を「利用承認書」に改める。

第8条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第9条第1項中「使用」を「利用」に、「施設維持費」を「別表1の事項に係るもの」に改める。

第11条中「使用する」を「利用する」に改める。

別表1の事項を次のように改める。

1 オートキャンプ場に入場する場合

区 分	使 用 料
デイキャンプ	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者 1人1日につき 610円
宿泊キャンプ	1 小学校の児童 1人1泊につき 500円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。） 1人1泊につき 1,010円

別表2の事項中「使用する」を「利用する」に、
1サイト（テント1張り） 500
1日につき

円 を 1サイト（テント1張り） 500円 に改める。
1泊につき

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場利用申込書

北海道知事 様

太枠内を記入してください。

年 月 日

申込者 住所 (〒 -)
氏 名
電話番号

次のとおり利用の承認を受けたいので申し込みます。

利用目的 観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで 泊 日			
利用施設、利用人数等					
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)			
		幼 児	小学生	中学生	高校生以上 合 計
プライベートサイト	サイト				
フリー テント サイト	デイキャンプ	サイト			
	宿泊キャンプ	サイト			
利用責任者	住 所 ① 申込者と同じ ② (〒 -) 氏 名 ① 申込者と同じ ②	電話番号			
備 考					

(日本工業規格A4)

別記第2号様式（第4条関係）

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場利用承認書

次のとおり利用を承認します。

年 月 日

北海道知事 閣下

申込者 住所 (〒 -)
氏 名
電話番号

利用目的 観光、レクリエーション、 研修、その他 ()	利用期間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで 泊 日	承認番号	
			使用料	円
利用施設、利用人数等				
区 分	サイト数等	利 用 者 数 (人)		
		幼 児	小学生	中学生 高校生以上 合 計
			入場料	施設 合 計
			(円)	(円) (円)

プライベートサイト	サイト								
フリーテント	デイキャンプ	サイト							
サイト	宿泊キャンプ	サイト							
合計									
利用責任者	住所	① 申込者と同じ ② (〒 -)							
	氏名	① 申込者と同じ ②					電話番号		
備考						承認の条件			

(日本工業規格A4)

別記第3号様式中「使用目的」を「利用目的」に、「使用者数」を「利用者数」に、「使用期間」を「利用期間」に改め、同様式の末尾欄外に注の事項として次のように加える。

注 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第5号」を「第7号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

使 用 料

種 目	項 目	使 用 料 の 額	
1 実験室	(1) 室内環境シミュレータ室		
	ア 計測制御なし	1室1日ごと	28,600円
	イ 計測制御あり	同	38,000円
	(2) 外部環境シミュレータ室		
	ア 温度制御なし	同	19,300円
	イ 温度制御あり	同	30,700円
	(3) 恒温恒湿室	同	13,100円
(4) 低温室	同	4,200円	
(5) 防音実験室	同	10,600円	
(6) インキュベーター室	1室半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）ごと		870円
(7) その他の実験室	1室1日ごと	4,200円以上38,000円以下の範囲内で研究所長の定める額。ただし、研究所長が半日単位で使用を定めた室は1室半日ごと870円以上13,000円以下の範囲内で研究所長の定める額	
2 機械器具	(1) 開口部断熱・防露性能試験装置	1種1日ごと	20,700円
	(2) 開口部気密・水密性能試験装置	同	21,700円
	(3) 湿気性能試験装置	同	13,900円
	(4) 熱抵抗試験装置	同	9,700円
	(5) 化学物質試験装置	1種1時間ごと	860円
	(6) 風洞装置	1種1日ごと	69,600円
	(7) 複合劣化試験装置	同	33,300円
	(8) アムスラー圧縮試験機 (処理能力5,000キロニュートン)	1種1時間ごと	1,600円
	(9) アムスラー圧縮試験機 (処理能力2,000キロニュートン)	同	2,300円
	(10) アムスラー圧縮試験機 (処理能力1,000キロニュートン)	同	1,900円
	(11) アムスラー圧縮試験機 (処理能力200キロニュートン)	同	1,000円

(12) 大型鋼製反力フレーム	1種1日ごと	11,800円
(13) 木造耐力壁加力フレーム	同	7,200円
(14) 建築部材水平加力装置	同	11,000円
(15) 大型振動台	同	109,400円
(16) 小型振動台	同	8,700円
(17) 暴露台	同	500円
(18) その他の機械器具	同	500円以下

上109,400円以下の範囲内で研究所長の定める額。ただし、研究所長が1時間単位で使用を定めた器具は1種1時間ごと860円以上2,300円以下の範囲内で研究所長の定める額

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第2条、第8条関係）

手 数 料

種 目	項 目	提出物件の量	手 数 料 の 額	
1 強度又は耐久に関する試験	(1) コンクリートに関する試験	ア 水中凍結融解試験（50サイクル）	1種類3個 1件ごとに 46,300円	
		イ 気中凍結水中融解試験（50サイクル）	同 同 61,600円	
		ウ コンクリートコアの圧縮強度試験（キャッピングを施したもの）	同 同 16,700円	
		エ コンクリートコアの中性化試験	同 同 35,900円	
	(2) 建築用ブロックに関する試験	ア 圧縮強度の測定	1種類5個	1件ごとに 20,300円
		イ 吸水率の測定	同	同 14,700円
	(3) 建築用外壁材料に関する試験	ア 水中凍結水中融解試験（50サイクル）	1種類5個	1件ごとに 37,700円
		イ 気中凍結水中融解試験（50サイクル）	同	同 60,200円

(4) 建築構造に関する試験	ウ 気中凍結気中融解試験（50サイクル）	1種類10個	同	57,300円
	エ 片面気中凍結水中融解試験（50サイクル）	1種類5個	同	60,200円
	オ ボード類の曲げ強度試験（建築用外壁材料の強度試験）	1種類5枚	同	19,200円
2 耐火又は防火に関する試験	ア 吸水試験	1	体	1件ごとに 62,700円
	イ 接着力試験			1件ごとに 40,900円
	ウ 衝撃試験			同 23,000円
	エ 石材の圧縮試験			同 19,500円
	オ レンガの圧縮試験			同 18,800円
	カ モルタルの強度試験			同 10,200円
	キ その他の試験			同 19,500円
				同 4,600円以下
				上364,400円以下の範囲内で研究所長の定める額
				1件ごとに 96,400円
			同 108,700円	
		1 体	同 381,600円	
		同	同 558,400円	
		同	同 251,800円	
		同	同 334,600円	
		同	同 488,800円	
		同	同 227,300円	
		同	同 244,300円	
		同	同 261,300円	

7	調査又は指導	調査又は指導に要する材料費、役務費等の実費（研究所長の認定する額とする。）の合計額
---	--------	---

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用及び依頼の申込みがされている同日以後の北海道立北方建築総合研究所の使用及び試験に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

北海道立少年自然の家条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第66号

北海道立少年自然の家条例施行規則

北海道立少年自然の家条例施行規則（昭和48年北海道規則第27号）の全部を改正する。
 北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の規定による次に掲げる知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

- (1) 条例第5条第3項の規定による使用料の減免
- (2) 条例第5条の2第3項の規定による利用料金の額の承認
- (3) 条例第5条の2第4項の規定による利用料金の額の告示
- (4) 条例第5条の2第5項ただし書の規定による利用料金の還付の基準の設定
- (5) 条例第5条の2第6項の規定による利用料金の減免の基準の設定

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立博物館条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

北海道立博物館条例施行規則

北海道立博物館条例施行規則（平成2年北海道規則第22号）の全部を改正する。
 北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号。以下「条例」という。）の規定による次に掲げる知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

- (1) 条例第3条第3項の規定による利用料金の額の承認
- (2) 条例第3条第4項の規定による利用料金の額の告示

- (3) 条例第3条第5項ただし書の規定による利用料金の還付の基準の設定
- (4) 条例第4条の規定による利用料金の減免の基準の設定

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第68号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。
 第1条の見出し中「特別展示の」を削り、同条中「知事の」を「規則で」に、「別表のとおり」を「北海道立美術館の長（以下「館長」という。）の定める額」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例別表第1の備考に規定する観覧料の設定に関する知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。
- 3 条例別表第1の備考に規定する規則で定める観覧料の額は、館長の定める額とする。
 第2条第3項中「北海道立美術館の長（以下「館長」という。）」を「館長」に改める。
 別表を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立体育センター条例施行規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第69号

北海道立体育センター条例施行規則

北海道立体育センター条例施行規則（昭和55年北海道規則第47号）の全部を改正する。
 北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号。以下「条例」という。）の規定による次に掲げる知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

- (1) 条例第4条第3項の規定による利用料金の額の承認
- (2) 条例第4条第4項の規定による利用料金の額の告示
- (3) 条例第4条第5項ただし書の規定による利用料金の還付の基準の設定
- (4) 条例第4条第6項の規定による利用料金の減免の基準の設定

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第358号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定に基づき、知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示を、次のように定める。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示

第1条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号。以下「規則」という。）第4条第1項に基づき、申請等を行う者が、同項第2号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、知事は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 知事が交付するソフトウェア又は知事の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、知事の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他知事が指定した様式に入力できる機能を有すること。
- (2) 知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

3 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第4条第1項ただし書及び同条第11項の規定に基づき書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物を提出するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物に知事が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する到達番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内に当該書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第2条 規則第4条第2項に規定する書面等及び電磁的記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登記簿及び戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書その他行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号に規定する行政機関等をいう。）が発行する書面等
- (2) 前号に掲げるもののほか、道の機関（北海道行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第2条第1号アに掲げる機関をいう。以下同じ。）が指定するもの

2 規則第4条第2項に規定する期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第2条第3号に規定する申請 申請が知事に到達した日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を行うまでの期間
- (2) 北海道行政手続条例第2条第7号に規定する届出 届出が知事に到達した日から3月を経過するまでの期間

第3条 規則第4条第3項第3号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体組織認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、道の機関その他の道の職員の職を証明することその他電子情報処理組織を使用して手続等を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（地方公共団体組織認証基盤を構成する認証局であって、地方公共団体組織認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で地方公共団体組織認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（規則第4条第3項第1号に規定するものを除く。）であって、知事が交付するソフトウェア又は知事の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、知事の使用に係る電子計算機において識別することができるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、道の機関が指定するもの

第4条 規則第4条第10項第3号に規定する電子証明書は、申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項の入力に関しては同条第3項第1号、申請等を行う者に係る住民票の写しに記載された事項の入力に関しては同項第2号に規定する電子証明書に記録されるべき事項を、当該電子証明書において使用されるべき言語により記録した電子証明書とする。

2 規則第4条第10項第5号に規定する期間は、申請等を行った日から5年を経過する日までとする。

第5条 規則第6条第5項に規定する期限とは、24時間とする。

2 規則第6条第5項に規定するその他必要と認める場合とは、道の機関が申請等を行った者の対応等を踏まえ書面等により当該処分通知等を行う必要があると認めた場合とする。

第6条 規則第6条第7項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であって、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第1号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号工中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道企業管理規程第2号

北海道企業職員退職手当規程の一部を改正する規程

北海道企業職員退職手当規程（昭和42年北海道企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同条第5項中「関する規定」の次に「又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を加え、同条中第8項中「前7項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となった者に対する前項の規定の適用については、同条第2項の規定の適用により地方公務員としての身分を

失ったことを任命権者の要請に応じ当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるため退職したこととみなす。

第11条の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「特定地方公社等職員となる」を「特定一般地方独立行政法人等職員（北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下同じ。）となる」に、「特定地方公社等職員として」を「特定一般地方独立行政法人等職員として」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人、地方公社又は公庫等」に改め、同条第3項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となった者に対する前項の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるため退職したこととみなす。

第12条第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第17条中「規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

北海道公安委員会規則第4号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 組織別	警 察 官					事務吏員 技術吏員 その他の 職 員	合 計	
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計			
北海道警察本部	167	248	1,082	421	1,918	555	2,473	
札幌市警察部	(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)	
北海道警察学校	12	15	42	200	269	42	311	
札幌方面警察署	93	182	2,177	1,494	3,946	253	4,199	
計	272	445	3,301	2,115	6,133	850	6,983	
函館方面	本 部	23	34	151	38	246	68	314
	警察署	17	39	383	212	651	53	704
	計	40	73	534	250	897	121	1,018
旭川方面	本 部	23	35	181	50	289	74	363
	警察署	26	59	574	288	947	82	1,029
	計	49	94	755	338	1,236	156	1,392
釧路方面	本 部	26	43	186	54	309	74	383
	警察署	20	47	509	284	860	71	931
	計	46	90	695	338	1,169	145	1,314
北見方面	本 部	18	31	95	22	166	55	221
	警察署	15	29	250	124	418	36	454
	計	33	60	345	146	584	91	675
合 計	440	762	5,630	3,187	10,019	1,363	11,382	

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

